

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年9月17日提出
【発行者名】	キャピタル・インターナショナル株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小泉 徹也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビル
【事務連絡者氏名】	茂 和広
【電話番号】	03(6366)1000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年2回決算／米ドル売り円買い） キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし） キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い） キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(2026年9月18日から2027年9月16日まで) キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年2回決算／米ドル売り円買い） 3,000億円を上限とします。 キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし） 3,000億円を上限とします。 キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い） 3,000億円を上限とします。 キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし） 3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年2回決算／米ドル売り円買い）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

上記ファンドを総称して「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース／Bコース／Cコース／Dコース」という場合、各々を「ファンド」または「コース」という場合があります。
なお、「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年2回決算／米ドル売り円買い）」を「Aコース」、「Aコース（年2回決算／米ドル売り円買い）」または「キャピタル・エマージング・ストラテジーA年2（米ドル売り円買い）」という場合、「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）」を「Bコース」、「Bコース（年2回決算／為替ヘッジなし）」または「キャピタル・エマージング・ストラテジーB年2（為替ヘッジなし）」という場合、「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い）」を「Cコース」、「Cコース（毎月分配／米ドル売り円買い）」または「キャピタル・エマージング・ストラテジーC毎月（米ドル売り円買い）」という場合、「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）」を「Dコース」、「Dコース（毎月分配／為替ヘッジなし）」または「キャピタル・エマージング・ストラテジーD毎月（為替ヘッジなし）」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

ファンドは、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）を受託者とする契約型の追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき3,000億円を上限とします。（継続申込期間中）

・発行価額の総額とは、受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た額の累計額をいいます。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（継続申込期間中）

- ・基準価額とは、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益権1口当たりの純資産価額です。基準価額は、便宜上1万口当たりをもって表示されることがあります。
- ・基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。
- ・基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、Aコースは「エマストA」、Bコースは「エマストB」、Cコースは「エマストC」、Dコースは「エマストD」で表記されています。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 03-6366-1300（営業日9：00～17：00） ホームページ capitalgroup.co.jp
--

（５）【申込手数料】

申込手数料（1万口当たり、消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定めた手数料率（3.3%（税抜3.0%）以内）を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。
- ・収益の分配時に分配金を再投資するコースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。
- ・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2026年9月18日から2027年9月16日まで

- ・継続申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 03-6366-1300（営業日9：00～17：00） ホームページ capitalgroup.co.jp
--

（９）【払込期日】

継続申込期間において取得申込者は、取得申込代金を申込みの販売会社に取得申込受付日から起算して6営業日目まで（販売会社が支払期日を指定する場合があります。）にお支払いください。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定ファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行なっている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。
- ・取得申込代金とは、申込金額（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込代金は、申込みの販売会社にお支払いください。

- ・販売会社につきましては、前記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込金額には利息は付利されません。

日本以外の地域における発行は行ないません。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドにつき3,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1．エマージング市場^{*1}の株式、債券等を実質的な主要投資対象^{*2}とし、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

*1 先進国に分類される発行体であっても、その資産もしくは収益等においてエマージング市場に高い比重をおいている場合、投資対象に含みます。

*2 ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とするルクセンブルク籍の投資信託証券（以下「外国投資信託」ということがあります。）と、わが国の公社債や短期金融商品を主要投資対象とする国内の投資信託証券（以下「国内投資信託」ということがあります。）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないます。

<マザーファンド受益証券を通じて実質的に投資する外国投資信託の投資方針>

エマージング市場の株式、債券等を主要投資対象とし、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

エマージング市場の株式や債券を含む広範な投資ユニバースから収益機会を追求します。

ポートフォリオの構築は、個別銘柄選択によるボトムアップで行ないます。

銘柄選択にあたっては、個別銘柄の期待リターンと同時にポートフォリオに与えるリスクの度合いを勘案します。

運用プロセス



* 主に米ドル建てまたはユーロ建てをいいます。

2．ファンドは、以下の4つのコースから構成されています。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年2回決算／米ドル売り円買い）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

- 「Aコース」「Cコース」は、米ドル売り円買い^{*1}の為替取引を行なう外国投資信託に実質投資します。

「Bコース」「Dコース」は、対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわない外国投資信託に実質投資します。

「Aコース」「Bコース」間および「Cコース」「Dコース」間で、無手数料のスイッチングが可能です。^{*2}

^{*1} 「米ドル売り円買い」とは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことをいいます。従って、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。

^{*2} 販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

「Aコース」「Cコース」は、キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）（以下「A/Cマザーファンド」といいます。）を通じて、次の外国投資信託および国内投資信託に投資します。

ファンド	投資対象
「Aコース」「Cコース」	<外国投資信託> キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdmh-JPY）（以下「ETOP（クラスCdmh-JPY）」といいます。）
	<国内投資信託> 日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）（以下「日本短期債券ファンド」といいます。）

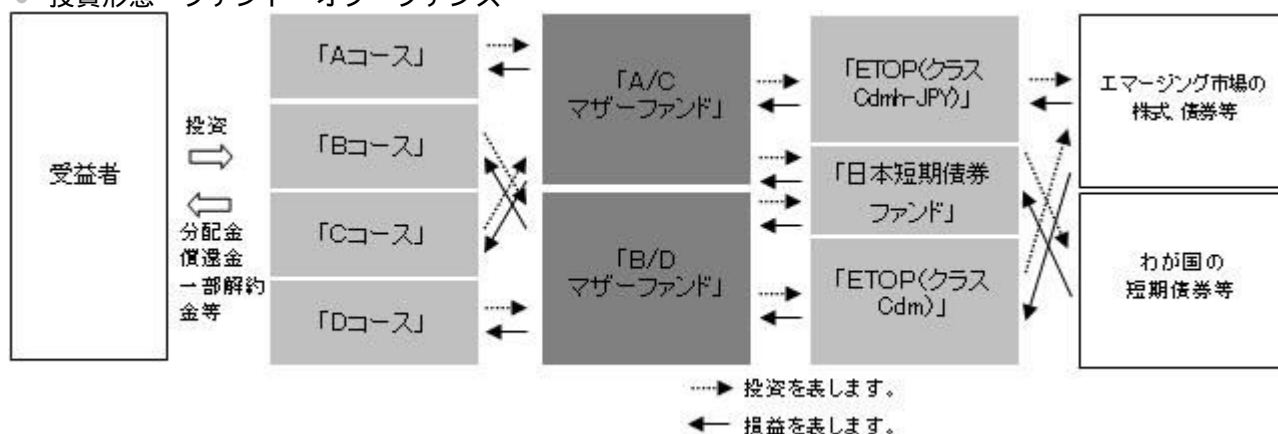
「Aコース」「Cコース」ともに「ETOP（クラスCdmh-JPY）」への実質投資割合を高位に維持することを基本とします。

「Bコース」「Dコース」は、キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）（以下「B/Dマザーファンド」といいます。）を通じて、次の外国投資信託および国内投資信託に投資します。

ファンド	投資対象
「Bコース」「Dコース」	<外国投資信託> キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）（以下「ETOP（クラスCdm）」といいます。）
	<国内投資信託> 「日本短期債券ファンド」

「Bコース」「Dコース」ともに「ETOP（クラスCdm）」への実質投資割合を高位に維持することを基本とします。

● 投資形態 ファンド・オブ・ファンズ



3. 「Aコース」「Bコース」の決算は、原則として毎年6月および12月の各20日（休業日の場合は翌営業日）に行ない、「Cコース」「Dコース」の決算は、原則として毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に

行ない、各々の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

商品分類

商品分類表

「Aコース」「Bコース」「Cコース」「Dコース」の商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産
		資産複合

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・海外とは「目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・資産複合とは「目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

属性区分表

「Aコース」「Bコース」の属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリーファン ド	あり
	年2回	日本 北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券	年4回	欧州		
	年6回 （隔月）	アジア		
	年12回 （毎月）	オセアニア 中南米		
	年12回 （毎月）	アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産 （投資信託証券（株式/債券））				
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	その他			

「Cコース」「Dコース」の属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株	年1回	グローバル （日本を含む）		
	年2回	日本		

中小型株		北米		
債券	年4回	欧州	ファミリーファン ド	あり
一般		アジア		
公債	年6回 （隔月）	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年12回 （毎月）	アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産 （投資信託証券（株式/債券））				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、各ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、海外の株式や債券を主要投資対象とするためです。
- ・年2回とは「目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・年12回（毎月）とは「目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・エマージングとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

（２）【ファンドの沿革】

2013年9月26日 信託契約締結、各ファンドの設定および運用開始

2018年12月14日 投資対象ファンドにおけるファンド併合

<併合前>

キャピタル・インターナショナル・ファンド・ジャパン エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（クラスCdh-JPY）／（クラスCd）

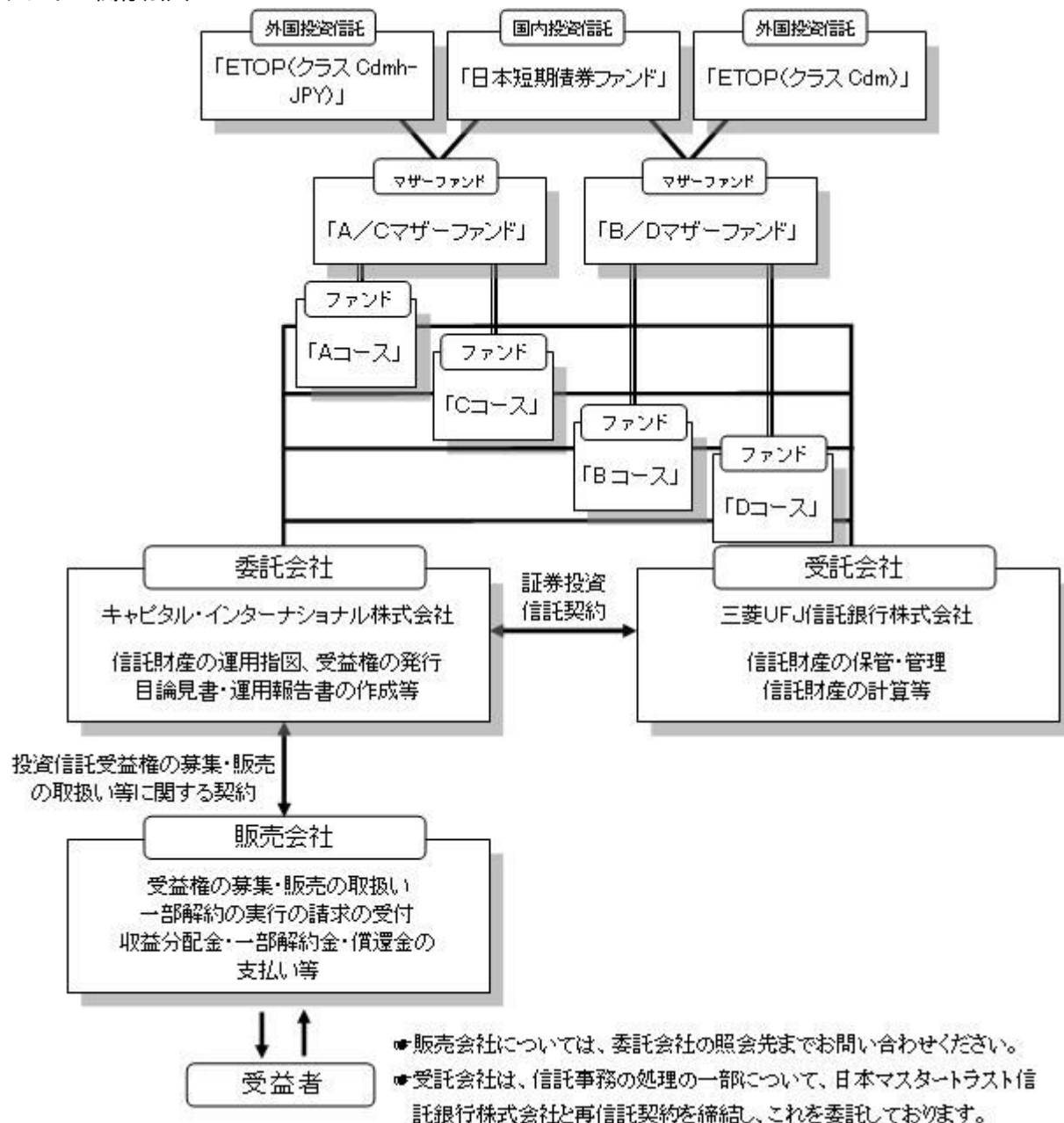
<併合後>

キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCfdh-JPY）／（クラスCfd）^注

注：2020年2月19日付けでクラスを表す識別記号に変更があり、「クラスCfdh-JPY」は「クラスCdmh-JPY」に、「クラスCfd」は「クラスCdm」になりました。

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



ファンドに関する契約の概要

a. 証券投資信託契約

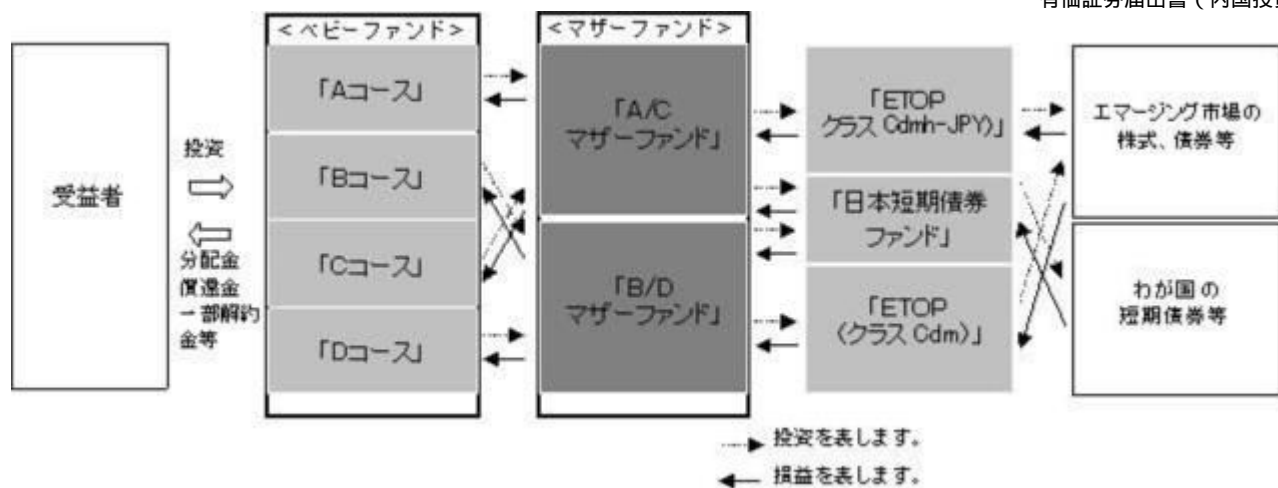
投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの運用成果はベビーファンドに反映されます。
- ・委託会社は、マザーファンドに投資を行なう各ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なうことがあります。2026年9月17日現在、その他のベビーファンドは次のとおりです。

「A/Cマザーファンド」に投資を行なうその他のベビーファンド	キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF（米ドル売り円買い） 2015年12月30日設定
「B/Dマザーファンド」に投資を行なうその他のベビーファンド	キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF 2023年8月18日設定

委託会社の概況（2026年7月31日現在）

- 名称：キャピタル・インターナショナル株式会社
- 本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目2番3号丸の内二重橋ビル
- 資本金の額：4億5,000万円
- 沿革
 - 1986年3月 キャピタル・インターナショナル株式会社設立
 - 1987年3月 証券投資顧問業者登録
 - 1987年9月 投資一任業務認可取得
 - 2006年2月 投資信託委託業務認可取得
 - 2007年9月 金融商品取引業登録
 - 2008年7月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受
- 大株主の状況
 - 株主名：キャピタル・グループ・インターナショナル・インク
 - 住所：アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市サウス・ホープ・ストリート333番地
 - 所有株式数：56,400株
 - 所有比率：100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

「Aコース」「Cコース」の投資方針は、次のとおりです。

基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

銘柄選定の方針

委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した投資対象ファンドの選定を行ないます。

運用方法

a) 投資対象

「A / Cマザーファンド」を主要投資対象とします。

b) 投資態度

「A / Cマザーファンド」への投資を通じて、エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、「A / Cマザーファンド」の組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「Bコース」「Dコース」の投資方針は、次のとおりです。

基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

銘柄選定の方針

委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した投資対象ファンドの選定を行ないます。

運用方法

a) 投資対象

「B / Dマザーファンド」を主要投資対象とします。

b) 投資態度

「B / Dマザーファンド」への投資を通じて、エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、「B / Dマザーファンド」の組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドおよびマザーファンドが投資する投資信託証券の投資方針は、（２）投資対象「＜参考情報１＞マザーファンドの投資方針等」および「＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

（２）【投資対象】

「Aコース」「Cコース」の投資対象は、次のとおりです。

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第２第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 有価証券

委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「A / Cマザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

４．投信法に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で

定めるものをいいます。以下同じ。）

- ５．投信法に規定する投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ）
- ６．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ７．外国または外国の者の発行する証券または証書で前記６．の証券または証書の性質を有するもの

b.金融商品

上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

「Ｂコース」「Ｄコース」の投資対象は、次のとおりです。

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次の特定資産

- イ.有価証券
- ロ.約束手形
- ハ.金銭債権

b.次の特定資産以外の資産

- イ.為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a.有価証券

委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「Ｂ／Ｄマザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- １．国債証券
- ２．地方債証券
- ３．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- ４．投信法に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券
- ５．投信法に規定する投資証券または外国投資証券
- ６．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ７．外国または外国の者の発行する証券または証書で前記６．の証券または証書の性質を有するもの

b.金融商品

上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

<参考情報１>マザーファンドの投資方針等

「Ａコース」「Ｃコース」が主要投資対象とする「Ａ／Ｃマザーファンド」の投資方針等は、次のとおりです。

（１）投資方針

主として投資信託証券（「ＥＴＯＰ（クラスCdmh-JPY）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とする「ＥＴＯＰ（クラスCdmh-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「ＥＴＯＰ（クラスCdmh-JPY）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券に投資することを指図します。

- １．国債証券
- ２．地方債証券
- ３．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- ４．投信法に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券
- ５．投信法に規定する投資証券または外国投資証券
- ６．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ７．外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券または証書の性質を有するもの

b. 金融商品

上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記a. １．から ７．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

「Ｂコース」「Ｄコース」が主要投資対象とする「Ｂ／Ｄマザーファンド」の投資方針等、次のとおりです。

（１）投資方針

主として投資信託証券（「ＥＴＯＰ（クラスCdm）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とする「ＥＴＯＰ（クラスCdm）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「E T O P（クラスCdm）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 4．投信法に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券
- 5．投信法に規定する投資証券または外国投資証券
- 6．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 7．外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券または証書の性質を有するもの

b. 金融商品

上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記a. 1. から 7. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

< 参考情報 2 > 投資対象ファンドの概要等

「Aコース」「Cコース」の実質投資対象ファンド（「A / Cマザーファンド」の投資対象ファンド）の概要等は、次のとおりです。

ファンド名称	キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdmh-JPY）
形態	外国投資信託証券 / ルクセンブルク籍 / 会社型 / 円建
信託期間	無期限（2008年2月1日設定）
投資対象	エマージング市場 [*] の株式、債券等を主な投資対象とします。 [*] 先進国に分類される発行体であっても、その資産もしくは収益等においてエマージング市場に高い比重を占めている場合、投資対象に含みます。
投資態度	・原則としてエマージング市場の株式、債券等を主要投資対象とし、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないます。 ・実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。ただし国債や政府保証債、短期金融商品等については除外します。
分配方針	取締役会が、配当金を分配するよう推奨します。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託者報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
副投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル

上記は、2026年7月31日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

ファンド名称	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）
形態	追加型証券投資信託 / 契約型

信託期間	無期限（2007年9月26日設定）
投資対象	日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債・金融商品に直接投資することがあります。
投資態度	・日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。 ・NOMURA - BPI 短期インデックス*をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。 ・日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は、行ないません。 ・有価証券先物取引等を行なうことができます。 ・スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。
分配方針	経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
決算日	毎年7月22日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	純資産総額に対しての年率0.13%（税抜） 配分（年率／税抜）委託会社：0.10%、販売会社：0.01%、受託会社：0.02%
委託会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社

上記は、2026年7月31日現在のものであり、今後、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

* NOMURA - BPI 短期インデックスに関する知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）に帰属しております。また、NFRCは、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「Bコース」「Dコース」の実質投資対象ファンド（「B/Dマザーファンド」の投資対象ファンド）の概要等は、次のとおりです。

ファンド名称	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）
形態	外国投資信託証券／ルクセンブルク籍／会社型／円建
信託期間	無期限（2008年2月1日設定）
投資対象	エマージング市場*の株式、債券等を主な投資対象とします。 * 先進国に分類される発行体であっても、その資産もしくは収益等においてエマージング市場に高い比重をおいている場合、投資対象に含みます。
投資態度	・原則としてエマージング市場の株式、債券等を主要投資対象とし、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないません。 ・原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。ただし国債や政府保証債、短期金融商品等については除外します。
分配方針	取締役会が、配当金を分配するよう推奨します。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託者報酬中から支弁します。

投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
副投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル
上記は、2026年7月31日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。	
ファンド名称	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）
形態	追加型証券投資信託／契約型
信託期間	無期限（2007年9月26日設定）
投資対象	日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債・金融商品に直接投資することがあります。
投資態度	・日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。 ・NOMURA - BPI 短期インデックス*をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。 ・日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は、行ないません。 ・有価証券先物取引等を行なうことができます。 ・スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。
分配方針	経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
決算日	毎年7月22日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	純資産総額に対しての年率0.13%（税抜） 配分（年率／税抜）委託会社：0.10%、販売会社：0.01%、受託会社：0.02%
委託会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社

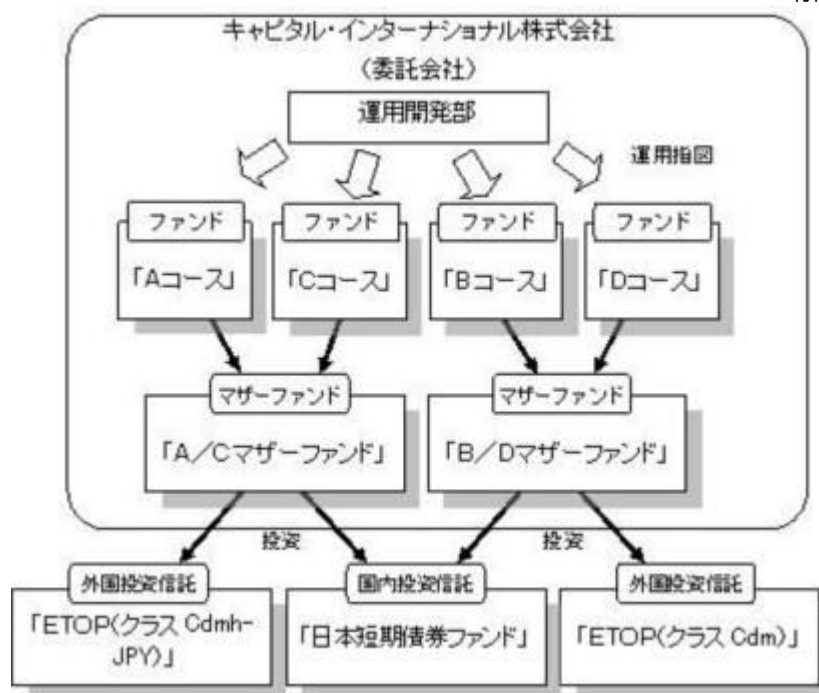
上記は、2026年7月31日現在のものであり、今後、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

* NOMURA - BPI 短期インデックスに関する知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）に帰属しております。また、NFRCは、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

（３）【運用体制】

運用体制

運用に係る意思決定については、委託会社の運用開発部が統括しており、各ファンドへの投資対象ファンドの組入方針および各ファンドの分配方針等を決定する体制としております。



内部管理体制

内部管理体制につきましては、各ファンドの基本方針に則した適正な運用を行なうべく、オペレーション部門による業務管理およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行ない、適正性の確保に努める体制としております。

また、投資対象ファンドを含む各ファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用開発部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）でレビューを実施する体制としております。

（参考情報）

キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2026年7月31日現在）

運用開発部（6名）／法務コンプライアンス部（3名）／オペレーション部（12名）

（ ）は、各部において、各ファンドにかかる業務に従事する人数を示します。

関係法人に関する管理体制

受託会社 業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また投資信託受託業務にかかる内部統制報告書を定期的に入手し、レビューを実施します。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行ないます。

< 参考情報 >

投資対象ファンドにおける運用体制は、次のとおりです。

1. 「ETOP（クラスCdmh-JPY）」

2. 「ETOP（クラスCdm）」

運用は、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーおよびキャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エルが行ないます。同社を含むキャピタル・グループの運用体制は、次のとおりです。

投資哲学

『徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる』

徹底した調査を行なうことで市場参加者の誰よりも投資対象の本源的価値を知ることができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

運用スタイル

徹底した調査に基づく銘柄選択により収益の獲得を目指す、ボトム・アップ・アプローチのアクティブ運用を行ないます。

運用の特徴

キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な運用スタッフが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。

ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行ないます。必ずしも全員の意見が一致する必要性がないことが「アイデア（思考）の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性があると考えています。この複数のポートフォリオ・マネージャーで構成する運用体制は1958年から採用されています。

主な特徴は次のとおりです。

- ・独自の裁量を反映できる
- ・幅広い分散ができる
- ・個人評価の明確性が保てる
- ・運用結果の均一性が保てる
- ・継続性が保てる

３．「日本短期債券ファンド」

運用は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社が行ないます。同社の運用体制は、次のとおりです。

運用部門内会議において国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づき運用戦略を策定します。各運用部は運用戦略に基づいて運用計画を決定し、担当ファンドマネジャーは運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指図を行ない、トレーディング部は事前チェックを行なったうえで最良執行を目指して売買を行ないます。また、運用部門内でのPDCAによる自律的牽制により運用改善を図る他、運用部から独立した管理担当部署による各種モニタリング結果がファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じてフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行なわれます。

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、管理担当部署が体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を行ない、この結果は商品企画委員会等を通じて経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

内部監査担当部署は運用、管理等業務全般について、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価し、その評価結果を経営陣に報告する内部監査態勢が構築されています。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

運用体制等は、2026年7月31日現在のものであり、今後、予告なく変更される場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

各コースは、次の決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

「Ａコース」「Ｂコース」 原則、毎年6月20日および12月20日（休業日の場合は翌営業日）

「Ｃコース」「Ｄコース」 原則、毎月20日（休業日の場合は翌営業日）

a. 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人資産運用業協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

b. 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないことがあります。

「Ｃコース」「Ｄコース」

6月および12月の決算時に、上記分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a. 配当金、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）

とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンド受益証券の信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンド受益証券の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

a. 一般コース

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までの間に支払いを開始します。

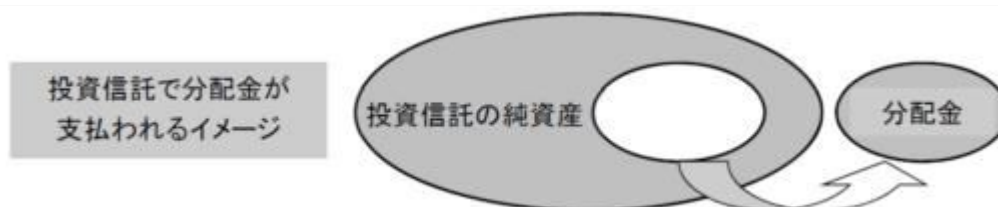
b. 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、自動けいぞく投資契約^{*}（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

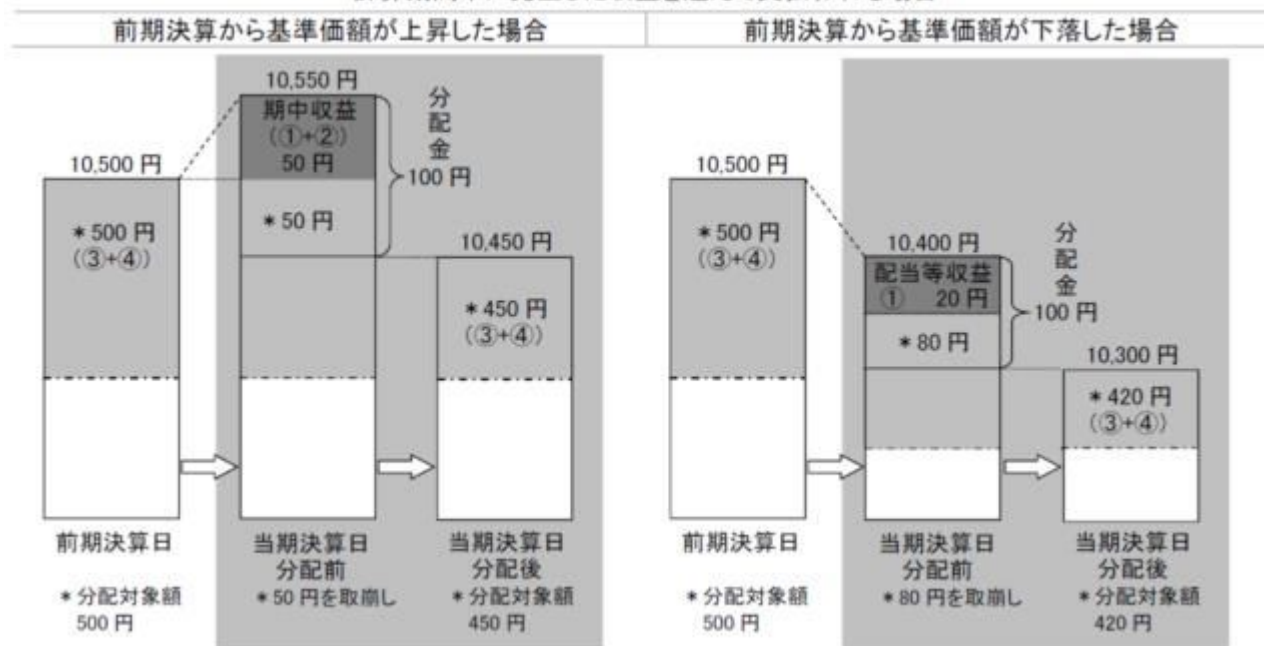
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超過して支払われる場合



（注）分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに分配準備積立金および収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益（+）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

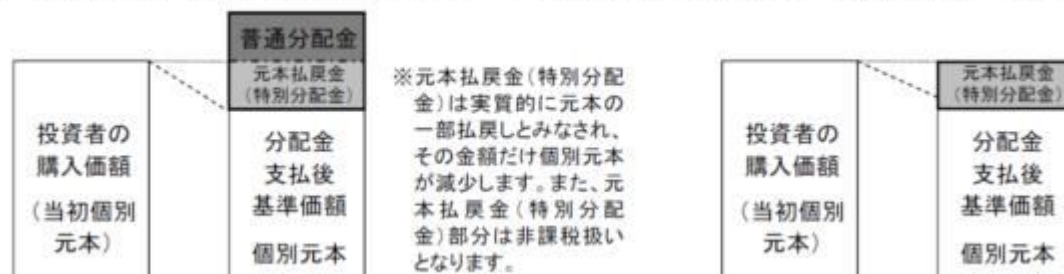
収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手数料等及び税金」の「課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】

「Ａコース」「Ｂコース」「Ｃコース」「Ｄコース」の投資信託約款上および運用の基本方針に定める主な投資制限

- ・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- ・株式への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
- ・外貨建資産への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
- ・投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。）には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- ・デリバティブの直接利用は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
- ・信用リスク集中回避のための投資制限（約款第16条の２）

組入投資信託証券が、一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーでき

る場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・ 公社債の借入（約款第20条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

上記の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

・ 資金の借入れ（約款第27条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

上記の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の合計額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

「A / C マザーファンド」「B / D マザーファンド」の投資信託約款上および運用の基本方針に定める主な投資制限

- ・ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・ 株式への直接投資は、行ないません。
- ・ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・ デリバティブ取引は、原則行ないません。
- ・ 信用リスク集中回避のための投資制限

組入投資信託証券が、一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

・ 公社債の借入

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。な

お、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

マザーファンドが投資する投資信託証券の投資制限は、（２）投資対象「＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

３【投資リスク】

ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、実質的にエマージング市場の株式、債券等の有価証券に投資を行ないますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。**従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。各ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。**

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額に影響を及ぼす主な変動要因は、以下のとおりです。

● 価格変動リスク

各ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や債券等の発行体の業績や信用度、市場の需給関係等を反映して変動します。実質組入株式・債券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

● 為替変動リスク

「Ａコース」「Ｃコース」が実質的に投資する「ＥＴＯＰ（クラスCdmh-JPY）」は、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。従って、「ＥＴＯＰ（クラスCdmh-JPY）」が保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、結果として米ドル以外の通貨と米ドルとの間の為替変動の影響を受けます。

例えば、米ドル以外の通貨に対する円高と、米ドルに対する円安が同時に進行する等、米ドル以外の通貨と米ドルとの連動性や投資環境等が大きく変化した場合には、双方の為替変動の影響による二重の損失が発生する場合があります。

なお、為替取引を行なうにあたり取引コストがかかるため（「取引コスト」とは、為替取引を行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差相当分収益が低下します。）、基準価額の変動要因となります。

「Ｂコース」「Ｄコース」が実質的に投資する「ＥＴＯＰ（クラスCdm）」は、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、為替変動リスクがあります。

新興国通貨の為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

これら為替変動の影響は、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

● 金利変動リスク

各ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。

● 信用リスク

株式・債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行と

なった場合等には、各ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

- 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

- カントリーリスク

投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなる場合があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

- ファンドの資産規模にかかる留意点

資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

換金の申し出により、各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口または各ファンドの純資産総額を合計した額が50億円を下回ることになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

- お申込、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消すことがあります。

- 収益分配金に関する留意点

決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行ないませんが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行なわないことがあります。

投資者の各ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。各ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

前記（４）分配方針「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。

- ファミリーファンド方式に関する留意点

各ファンドは、主要投資対象とするマザーファンド（マザーファンドの投資対象ファンドを含む。）が有するリスクを間接的に受けることになります。

- 金融商品取引法第37条の6の規定に関する留意点

各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

- 流動性リスクに関する留意点

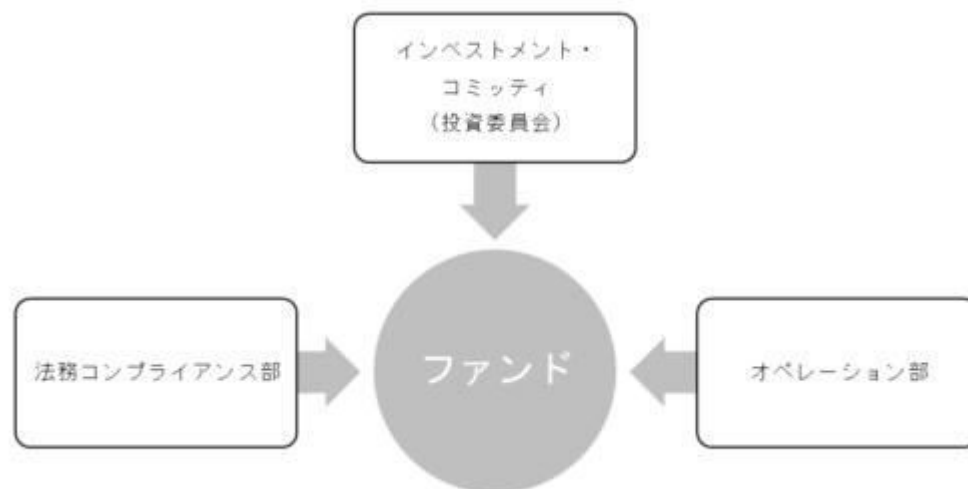
各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

● 法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

<リスク管理体制>

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、以下のとおり独立した組織体制で行なっています。



インベストメント・コミッティー (投資委員会)	ファンドの実績・運用評価を含むレビューを定期的に行ない、運用内容が投資目的に則しているか確認しております。
法務コンプライアンス部	投資制限等の遵守状況や組入資産の流動性リスクを含む運用状況についてファンドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリング等を行ない、管理徹底を図っております。なお、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、取締役会等が監督します。
オペレーション部	運用開発部による発注の適正な執行および決済、ファンドの信託財産の正確な計理処理を図り、管理徹底に努めております。

<参考情報>

投資対象ファンドにおけるリスク管理体制は、次のとおりです。

1. 「ETOP (クラスCdmh-JPY)」

2. 「ETOP (クラスCdm)」

キャピタル・グループのリスク管理体制

(1) ポートフォリオのリスク管理

インベストメント・コミッティー（投資委員会）を定期的開催し、運用状況のレビューを行ないます。これには、世界の各拠点にいるポートフォリオ・マネジャー、グローバル・インベストメント・コントロール等が参加します。そこで各ファンドの実績・運用評価を定期的に行ない、運用内容が投資目的に沿っているかを確認するとともに、ポートフォリオの保有銘柄についての意見交換を通じ組入れ銘柄の検証を行ないます。

アクティブ運用者として長期的に市場を上回る運用を目標としておりますので、市場全体の動向を示す指数等との乖離は予想されますが、これらを大きく下回った場合は、担当ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオ組替えの討議を行ないます。

(2) リスク管理の徹底

グローバル・インベストメント・コントロール部門が各種投資制限の管理徹底を図っています。

(3) カウンターパーティー・リスク管理

グローバル・カウンターパーティー・アンド・マーケット・オーバーサイト・グループという売買執行におけるブローカー評価組織が有価証券の発注先の評価を行なうことによりリスク管理を行ないます。

<コンプライアンス>

運用の執行前のチェックについては、ポートフォリオ・マネジャーの売買しようとする銘柄が売買可能なものか各種投資制限やグループ内運用規則に反していないかを事前に確認しております。

売買執行後のチェック等としては、トレーディング部門によって執行された取引に関する情報はすべて各部門間においてシステムを通じて伝達されており、取引先からの約定連絡と一致したことを確認した上で決済指図を行っており、また決済後にカストディ銀行との残高照合を行っております。取引情報、決済情報等は委託会社のグループ内のシステムによる自動照合によって管理しております。

3. 「日本短期債券ファンド」

三菱UFJアセットマネジメント株式会社の投資リスクに対する管理体制

三菱UFJアセットマネジメント株式会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行なうとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行ない、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行なうほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証等を行ないます。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下のとおりです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行ないます。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行ない、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行なっています。

内部監査担当部署

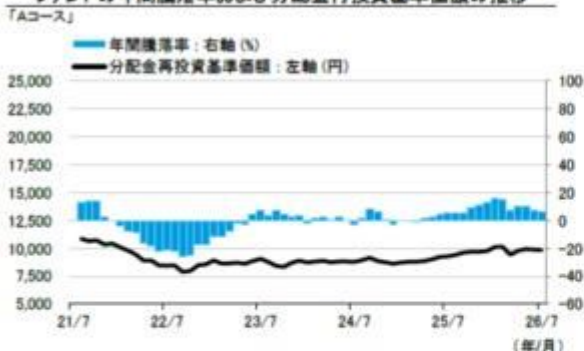
同社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行ない、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

リスク管理体制等は、2026年7月31日現在のものであり、今後、予告なく変更される場合があります。

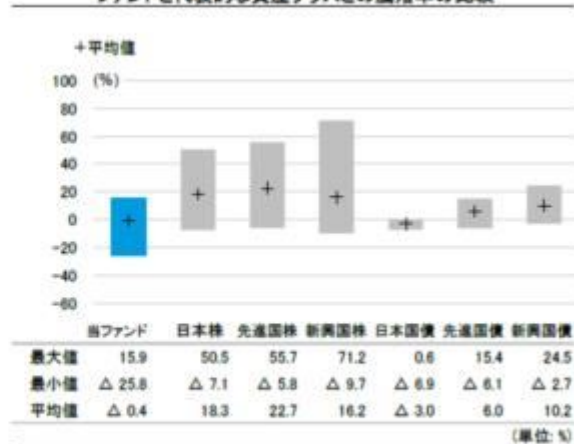
リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



(注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2013年9月26日)を10,000円とした基準価額で、2021年8月から2026年7月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
(注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
(注3) 年間騰落率は、2021年8月から2026年7月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

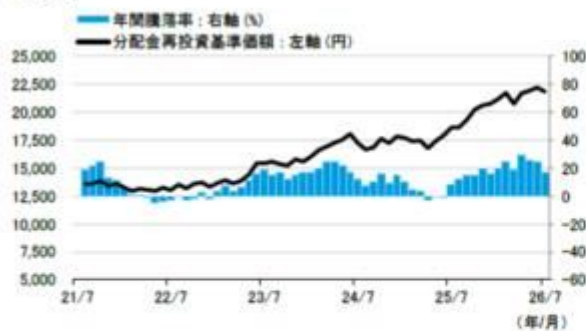
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
(注2) ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率と異なる場合があります。
(注3) ファンドの騰落率および代表的な資産クラスの騰落率は、2021年8月から2026年7月までの6年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

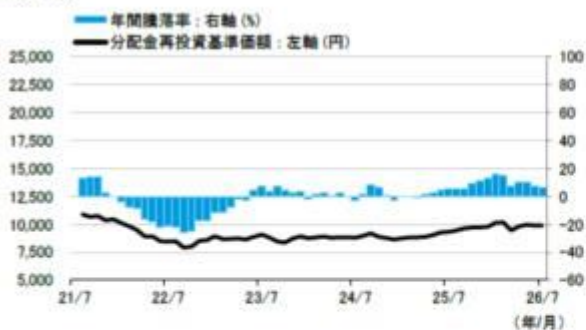
「Bコース」



- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2013年9月26日)を10,000円とした基準価額で、2021年8月から2026年7月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2021年8月から2026年7月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

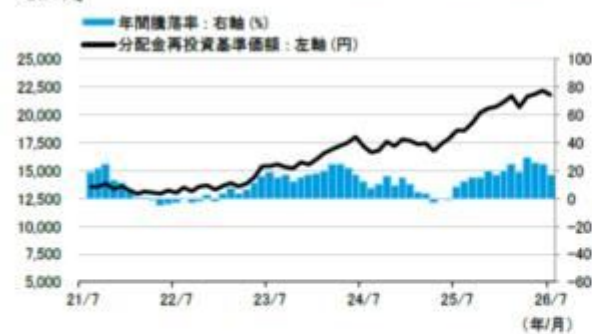
「Cコース」



- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2013年9月26日)を10,000円とした基準価額で、2021年8月から2026年7月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2021年8月から2026年7月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

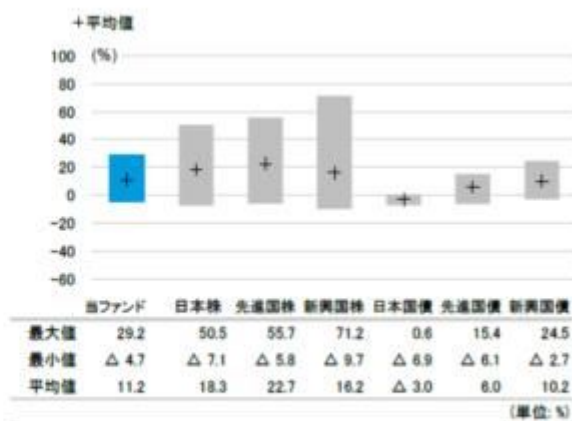
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

「Dコース」



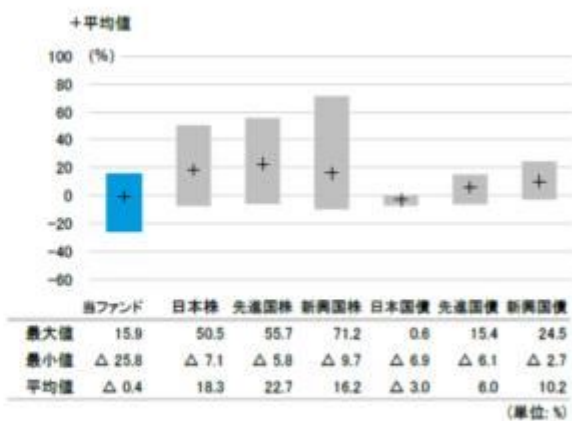
- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2013年9月26日)を10,000円とした基準価額で、2021年8月から2026年7月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2021年8月から2026年7月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



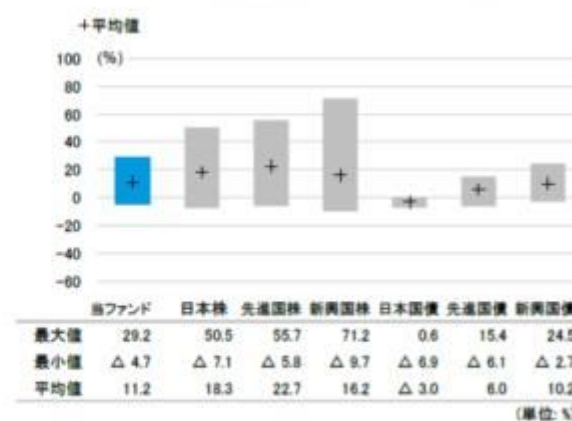
- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率と異なる場合があります。
- (注3) ファンドの騰落率および代表的な資産クラスの騰落率は、2021年8月から2026年7月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率と異なる場合があります。
- (注3) ファンドの騰落率および代表的な資産クラスの騰落率は、2021年8月から2026年7月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率と異なる場合があります。
- (注3) ファンドの騰落率および代表的な資産クラスの騰落率は、2021年8月から2026年7月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

<各資産クラスの指数>

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX(配当込み)を表示しております。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利はJPXが有しています。なお、ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、JPXは、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRG」)が公表している指数で、その知的財産権はNFRGに帰属します。なお、NFRGは、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)を表示しております。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)を表示しております。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料(1万口当たり、消費税等相当額を含みます。)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定めた手数料率(3.3%(税抜3.0%)以内)を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、販売会社にお支払いいただく費用です。

- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。
- ・各ファンドによるマザーファンドの取得、マザーファンドによる投資対象ファンドの取得についても、取得手数料および信託財産留保額はかかりません。
- ・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

- ・各ファンドによるマザーファンドの換金、マザーファンドによる投資対象ファンドの換金についても、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額(消費税等相当額を含みます。)は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年率1.7875%(税抜1.625%)の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに各ファンドから支払われ、その支払先への配分等は下記のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
役務の内容	委託した資金の運用等の対価として	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として
配分（年率／税抜）	0.85%	0.75%	0.025%

マザーファンドに信託報酬はかかりません。

< 投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な負担 >

信託報酬 年率1.7875%（税抜1.625%）

投資対象とする外国投資信託の信託報酬（＊１） 年率0.00%

投資対象とする国内投資信託の信託報酬（＊２） 年率0.007%程度

実質的な負担（＊３） **年率1.7945%程度（税込）**

（＊１）「ETOP（クラスCdmh-JPY）」「ETOP（クラスCdm）」の投資顧問会社への報酬は、委託会社が支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、後記「（４）その他の手数料等」に表示する投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用が別途かかります。なお、当該ファンド管理費用の総経費率は、後記「（５）課税上の取扱い」の（参考情報）ファンドの総経費率に表示する「投資先ファンドの運用管理費用以外」の比率でご覧いただけます。

（＊２）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）は、年率0.143%（税抜0.13%）を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。

（＊３）各ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

（４）【その他の手数料等】

以下に定める受託会社が立替えた諸経費および信託事務の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息
2. 信託財産に関する法定開示のための監査費用
3. 信託財産に関する法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用等
4. 投資対象ファンドにかかる費用

有価証券等の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等の費用等

投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用

上記１．に定める費用は、委託会社および受託会社で締結される契約に基づき計上されます。

上記２．および３．に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支払いを受けることができます。ただし、委託会社が受領できる上記２．および３．に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の５の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎年6月および12月に到来する計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産からご負担いただきます。

上記４．に定める費用は、当該投資対象ファンドの運用に係る発注先等との契約に基づき合意した適正な額または料率に基づく額とします。

上記４．に定める費用は、外国の法律により設定された投資対象ファンドについては、当該投資対象ファンド設定国における慣行等に鑑みて著しく異ならない範囲の額で、契約先との適正な価格設定により、当該ファンドから適切な費用の支払いを受けることができるものとします。

ファンドのお申込時、途中解約（換金）時および保有期間中に受益者のみなさまに直接的または間接的にご負担いただく手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者のみなさまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2026年7月31日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご留意ください。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。 20.315％（所得税15.315％及び地方税５％） ・受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約および償還等による 譲渡益	・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 20.315％（所得税15.315％及び地方税５％） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 繰越控除、損益通算

確定申告による場合・・・換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降３年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。

確定申告によらない場合・・・源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

各ファンドは、NISAの対象ではありません。

● 配当控除制度

各ファンドは、配当控除制度は適用されません。

< 法人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 15.315％（所得税）
一部解約金および償還金のうちの 個別元本超過額	・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 15.315％（所得税）

● 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

● 益金不算入制度

各ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

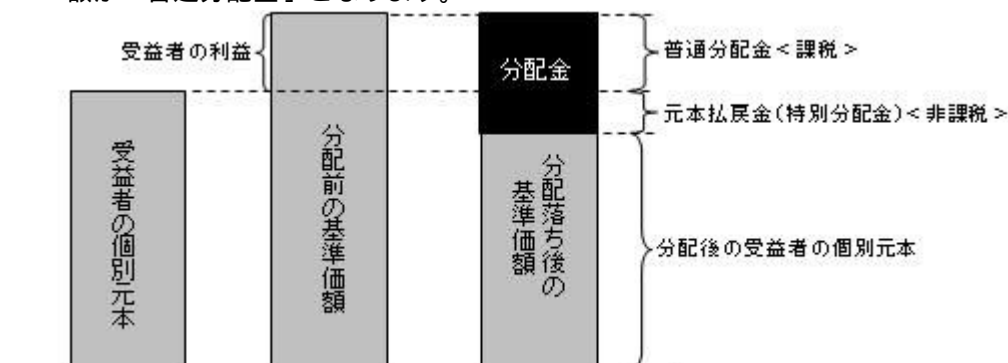
個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

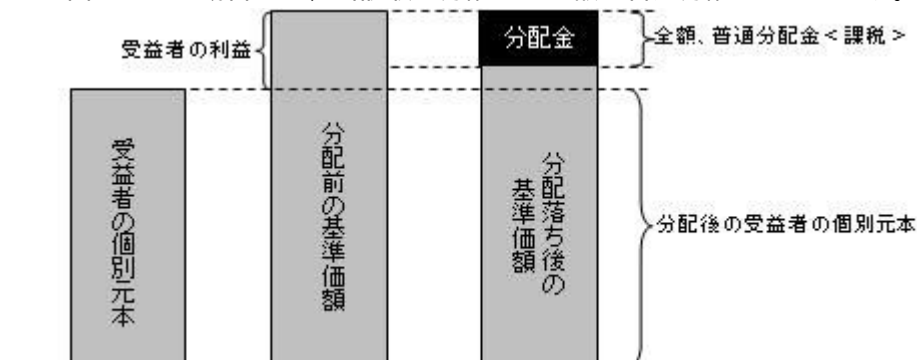
1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が「普通分配金」となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）、その内訳は下記のとおりです。

ファンド略称	総経費率 (+ + +)	当ファンドの 運用管理費用			当ファンド のその他 費用	投資先ファ ンドの運用 管理費用	投資先ファ ンドの運用 管理費用 以外
「Ａコース（年２ 回決算／米ドル 売り円買い）」	1.98%	1.78%			0.05%	0.00%	0.15%
		委託会社 0.93%	販売会社 0.82%	受託会社 0.03%			
「Ｂコース（年２ 回決算／為替 ヘッジなし）」	1.98%	1.78%			0.05%	0.00%	0.15%
		委託会社 0.93%	販売会社 0.82%	受託会社 0.03%			
「Ｃコース（毎 月分配／米ドル 売り円買い）」	1.98%	1.78%			0.05%	0.00%	0.15%
		委託会社 0.93%	販売会社 0.82%	受託会社 0.03%			
「Ｄコース（毎 月分配／為替 ヘッジなし）」	1.98%	1.78%			0.05%	0.00%	0.15%
		委託会社 0.93%	販売会社 0.82%	受託会社 0.03%			

- ・上記の対象期間は、2025年12月23日から2026年6月22日までのものです。
- ・上記値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ・投資先ファンドとは、当ファンドが組入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）です。
- ・当ファンドの費用には、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。また、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なります。
- ・投資先ファンドの運用管理費用以外の費用には、外国ファンドにおけるカストディーフィー等のファンド管理費用が含まれています。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＡコース（年２回決算／米ドル売り円買い）

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	292,029,391	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	115,955	0.03
合計（純資産総額）		291,913,436	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＢコース（年２回決算／為替ヘッジなし）

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,292,408,761	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	640,536	0.04
合計（純資産総額）		1,291,768,225	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＣコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	10,342,345	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,545	0.02
合計(純資産総額)		10,339,800	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	251,113,767	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	6,268	0.00
合計(純資産総額)		251,107,499	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	4,863,627	0.00
投資証券	ルクセンブルク	78,689,917,123	99.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	64,721,521	0.08
合計(純資産総額)		78,759,502,271	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

2026年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	835,619	0.00
投資証券	ルクセンブルク	15,522,079,187	99.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	12,617,026	0.08
合計(純資産総額)		15,535,531,832	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）

2026年7月31日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
	中国	9,309,594,073	7.66
	台湾	5,035,596,434	4.14
	インド	3,474,150,203	2.86
	韓国	2,965,608,820	2.44
	米国	2,751,980,993	2.26
	フランス	2,652,897,353	2.18
	アラブ首長国連邦	2,296,512,819	1.89
	南アフリカ	2,197,168,575	1.81
	香港	2,195,111,936	1.81

株式	オランダ	1,377,290,527	1.13
	英国	1,348,780,714	1.11
	日本	1,132,119,252	0.93
	カザフスタン	983,973,731	0.81
	ブラジル	979,703,554	0.81
	カナダ	927,365,742	0.76
	シンガポール	901,101,842	0.74
	メキシコ	762,156,683	0.63
	スロベニア	650,641,173	0.54
	ベルギー	606,027,902	0.50
	ポーランド	554,420,964	0.46
	デンマーク	327,193,447	0.27
	スウェーデン	241,086,046	0.20
	インドネシア	221,092,756	0.18
	サウジアラビア	77,458,410	0.06
	ベトナム	137	0.00
	ロシア	51	0.00
債券	メキシコ	8,258,749,188	6.79
	ブラジル	6,584,520,725	5.41
	南アフリカ	4,650,151,029	3.82
	コロンビア	4,177,850,106	3.44
	米国	3,598,029,936	2.96
	ペルー	2,466,564,597	2.03
	韓国	1,973,233,067	1.62
	タイ	1,848,453,897	1.52
	サウジアラビア	1,759,379,657	1.45
	インドネシア	1,642,361,291	1.35
	ハンガリー	1,566,658,149	1.29
	トルコ	1,561,754,593	1.28
	ポーランド	1,524,351,293	1.25
	ドミニカ共和国	1,470,469,803	1.21
	ルーマニア	1,383,362,651	1.14
	インド	1,366,756,984	1.12
	マレーシア	1,219,643,013	1.00
	エジプト	1,058,694,458	0.87
	カザフスタン	1,015,668,888	0.84
	チリ	950,933,056	0.78
	フィリピン	910,095,727	0.75
	モロッコ	872,211,004	0.72
	中国	790,997,528	0.65
	アラブ首長国連邦	672,201,026	0.55
	パナマ	667,027,355	0.55
	クウェート	666,299,282	0.55
	ナイジェリア	652,586,277	0.54
	英国	631,387,176	0.52
	アルゼンチン	457,927,508	0.38
	コートジボワール	448,962,458	0.37
	チェコ共和国	445,600,415	0.37

セネガル	440,211,461	0.36
アンゴラ	402,301,351	0.33
ブルガリア	399,125,919	0.33
ウルグアイ	337,203,535	0.28
ケニア	316,313,614	0.26
香港	305,278,406	0.25
ガボン	297,745,790	0.24
国際機関等	283,662,841	0.23
セルビア	220,426,000	0.18
モンゴル	188,161,299	0.15
ベナン	161,563,889	0.13
北マケドニア	130,935,335	0.11
マカオ	115,967,115	0.10
アルバニア	113,249,946	0.09
リトアニア	81,052,476	0.07
タンザニア	70,080,266	0.06
イスラエル	62,963,523	0.05
ボスニア・ヘルツェゴビナ	37,880,815	0.03
グアテマラ	29,468,655	0.02
ギリシャ	25,923,770	0.02
ルクセンブルク	12,958,378	0.01
銀行預金、その他資産（負債控除後）	16,317,400,794	13.42
合計	121,611,791,448	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンド

2026年1月22日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	-	-
社債券	日本	8,391,441,000	98.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	116,752,632	1.37
合計(純資産総額)		8,508,193,632	100.00

（注）投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注）当該情報は委託会社が入手可能な直近日（2026年1月22日）現在の情報です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年２回決算／米ドル売り円買い）

a. 上位30銘柄

2026年7月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
----	------	----	-----	-----------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------------

1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・エマージング・スト ラテジー・マザーファンド（米ド ル売り円買い）	232,581,548	1.2666	294,587,789	1.2556	292,029,391	100.03
---	----	---------------	---	-------------	--------	-------------	--------	-------------	--------

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2026年7月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）

a.上位30銘柄

2026年7月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・エマージング・スト ラテジー・マザーファンド（為替 ヘッジなし）	469,045,787	2.8062	1,316,236,288	2.7554	1,292,408,761	100.04

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2026年7月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

a.上位30銘柄

2026年7月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・エマージング・スト ラテジー・マザーファンド（米ド ル売り円買い）	8,236,975	1.2503	10,298,744	1.2556	10,342,345	100.02

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2026年7月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

a.上位30銘柄

2026年7月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・エマージング・スト ラテジー・マザーファンド（為替 ヘッジなし）	91,135,141	2.7942	254,650,436	2.7554	251,113,767	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2026年7月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

a. 上位30銘柄

2026年7月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdmh-JPY）	111,458,806.124	714.62	79,650,839,705	706	78,689,917,123	99.91
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	4,631,585	1.0497	4,861,774	1.0501	4,863,627	0.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年7月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.91
合計	99.91

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

a. 上位30銘柄

2026年7月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）	9,930,952.775	1,597.86	15,868,304,225	1,563	15,522,079,187	99.91
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	795,752	1.0497	835,300	1.0501	835,619	0.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年7月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.91
合計	99.91

（参考）キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）

上位30銘柄

2026年7月31日現在

順位	銘柄	国/地域（上段） 株式/債券（中段） 業種/種類（下段）	株数/額面（上段） 評価単価（中段） 通貨（下段）	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	台湾 株式 情報技術	359,455 2,264.39 台湾ドル	3,993,346,737	3.28

2	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F BRL 10.0% 01-01-31	ブラジル 債券 ソブリン債（現地通貨建）	83,530,000 86.55 ブラジル・レアル	2,275,513,168	1.87
3	TENCENT HOLDINGS LTD	中国 株式 コミュニケーション・サービス	229,900 472.81 香港ドル	2,207,996,036	1.82
4	PETROLEOS MEXICANOS SR UNSEC 5.95% 01-28-31	メキシコ 債券 社債	9,740,000 97.62 米ドル	1,514,762,679	1.25
5	NETEASE INC	中国 株式 コミュニケーション・サービス	332,740 207.16 香港ドル	1,400,165,357	1.15
6	AIA GROUP LTD	香港 株式 金融	739,170 80.83 香港ドル	1,213,603,141	1.00
7	DANONE SA	フランス 株式 生活必需品	94,774 68.45 ユーロ	1,191,792,876	0.98
8	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.75% 02-15-56	米国 債券 ソブリン債（先進国通貨建）	7,508,000 93.08 米ドル	1,113,341,911	0.92
9	SK HYNIX INC	韓国 株式 情報技術	6,048 1,560,153.01 韓国ウォン	1,045,713,428	0.86
10	DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND REG S 5.95% 01-25-27	ドミニカ共和国 債券 ソブリン債（先進国通貨建）	6,361,000 100.65 米ドル	1,019,989,833	0.84
11	ADNOC GAS PLC	アラブ首長国連邦 株式 エネルギー	6,861,485 3.37 UAE・ディルハム	1,001,748,823	0.82
12	HALYK SAVINGS BANK OF KAZAKHSTAN OJSC GDR	カザフスタン 株式 金融	190,142 32.48 米ドル	983,973,731	0.81
13	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND ZAR 8.25% 03-31-32	南アフリカ 債券 ソブリン債（現地通貨建）	97,650,000 99.88 南アフリカ・ランド	942,075,325	0.77
14	MERCADOLIBRE INC	米国 株式 一般消費財・サービス	3,121 1,885.73 米ドル	937,626,659	0.77
15	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	南アフリカ 株式 金融	19,513 4,676.53 南アフリカ・ランド	881,424,748	0.72
16	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND ZAR 8.875% 02-28-35	南アフリカ 債券 ソブリン債（現地通貨建）	89,630,000 101.68 南アフリカ・ランド	880,294,223	0.72
17	ASML HOLDING NV	オランダ 株式 情報技術	3,321 1,434.71 ユーロ	875,297,323	0.72
18	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F BRL 10.0% 01-01-33	ブラジル 債券 ソブリン債（現地通貨建）	33,749,000 81.99 ブラジル・レアル	870,999,847	0.72
19	TBC BANK GROUP PLC	英国 株式 金融	84,004 48.12 英ポンド	867,550,957	0.71
20	HANA FINANCIAL GROUP INC	韓国 株式 金融	62,627 124,719.24 韓国ウォン	865,622,986	0.71
21	ABU DHABI ISLAMIC BANK PJSC	アラブ首長国連邦 株式 金融	918,189 21.62 UAE・ディルハム	861,087,537	0.71
22	MEXICO GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 6.35% 02-09-35	メキシコ 債券 ソブリン債（先進国通貨建）	5,240,000 100.75 米ドル	841,071,680	0.69
23	AMERICA MOVIL SAB DE CV MXN SR UNSEC 9.5% 01-27-31	メキシコ 債券 社債	86,550,000 102.30 メキシコ・ペソ	813,525,136	0.67
24	SASOL FINANCING USA LLC SR UNSEC 4.375% 09-18-26	南アフリカ 債券 社債	5,076,000 100.16 米ドル	809,938,986	0.67

25	ROYAL GOLD INC	米国 株式 素材	24,859 203.04 米ドル	804,121,968	0.66
26	VALTERRA PLATINUM LTD	南アフリカ 株式 素材	67,024 1,239.64 南アフリカ・ランド	802,534,483	0.66
27	INDONESIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND JPY REG S 0.99% 05-27-27	インドネシア 債券 ソブリン債（現地通貨建）	800,000,000 99.36 日本円	794,887,376	0.65
28	MEDIATEK INC	台湾 株式 情報技術	45,660 3,356.55 台湾ドル	751,917,538	0.62
29	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 5.875% 06-22-30	南アフリカ 債券 ソブリン債(先進国通貨建)	4,535,000 101.66 米ドル	734,479,670	0.60
30	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	中国 株式 一般消費財・サービス	294,000 113.97 香港ドル	680,651,873	0.56

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンドの投資有価証券の明細
2026年1月22日現在

国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面 (千円)	評価額		投資 比率 (%)
						単 価 (円)	金額 (円)	
日本	第35回フランス相互信用連合銀行(BFCM)円貨社債 (2021)	0.279	2026/10/2	社債	200,000	99.179	197,500	1.17
日本	第44回フランス相互信用連合銀行(BFCM)円貨社債 (2024)	0.932	2027/10/1	社債	200,000	98.809	197,606,000	2.32
日本	第47回フランス相互信用連合銀行(BFCM)円貨社債 (2025)	1.542	2028/10/1	社債	200,000	99.289	199,286,000	1.17
日本	第1回新韓銀行(2025)(トランジションボン ド)	1.322	2027/11/1	社債	200,000	99.539	199,539,000	1.17
日本	第24回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還 条項付非上位円貨社債	1.612	2028/12/19	社債	200,000	99.339	199,335,000	1.17
日本	第27回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還 条項付非上位円貨社債(2025)	1.558	2029/7/4	社債	200,000	98.709	197,410,000	2.32
日本	第29回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還 条項付非上位円貨社債(2025)	1.890	2029/12/1	社債	200,000	99.319	199,315,000	1.17
日本	第32回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 円貨社債 (2023)	0.713	2026/7/13	社債	200,000	99.729	199,454,000	2.34
日本	第15回クレディ・アグリコル・エス・エー期限前償還条 項付非上位円貨社債（2024）	1.114	2028/1/26	社債	200,000	99.499	198,986,000	2.34
日本	第18回クレディ・アグリコル・エス・エー期限前償還条 項付非上位円貨社債（2025）	1.562	2029/1/17	社債	200,000	99.239	199,238,000	1.17
日本	第21回クレディ・アグリコル・エス・エー期限前償還条 項付非上位円貨社債（2025）	1.552	2029/6/5	社債	200,000	98.909	197,227,000	3.49
日本	第10回エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエ ルシー期限前償還条項付円貨社債（2025）	1.639	2029/9/11	社債	200,000	99.119	199,115,000	1.16
日本	第12回ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー期 限前償還条項付円貨社債（2023）	1.377	2027/12/1	社債	200,000	99.689	199,360,000	2.34
日本	第10回フランス電力円貨社債 (2024)	1.172	2027/10/2	社債	200,000	98.789	197,570,000	2.32
日本	第12回フランス電力円貨社債 (2025)	1.550	2028/7/10	社債	200,000	98.779	198,777,000	1.16

日本	第27回ルノー円貨社債	2.170	2028/11/14	400,000	99.329	391,321,000	1.17
日本	(2025)			社債			
日本	第26回LINEヤフー（社債間限定同順位特約付）	1.473	2028/7/14	400,000	98.889	388,887,000	1.16
日本	第13回資生堂（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）	0.450	2027/12/8	300,000	97.993	293,730,000	3.45
日本	第9回新日鐵住金（社債間限定同順位特約付）	0.385	2028/6/20	200,000	96.919	196,914,000	1.14
日本	第67回神戸製鋼所（社債間限定同順位特約付）	0.200	2026/6/10	200,000	99.647	199,647,000	1.17
日本	第24回パナソニックホールディングス（社債間限定同順位特約付）	0.709	2028/9/14	300,000	97.392	292,191,000	3.43
日本	第31回パナソニックホールディングス(社債間限定同順位特約付)	1.096	2027/7/16	200,000	99.488	199,488,000	1.17
日本	第33回パナソニックホールディングス(社債間限定同順位特約付)	1.283	2027/12/2	200,000	99.631	199,631,000	1.17
日本	第65回クレディセゾン（社債間限定同順位特約付）	0.380	2027/7/30	200,000	98.419	195,257,000	3.47
日本	第85回クレディセゾン(社債間限定同順位特約付)	0.240	2027/3/15	200,000	98.788	198,788,000	1.16
日本	第87回クレディセゾン(社債間限定同順位特約付)	0.290	2028/4/14	200,000	97.164	194,328,000	2.28
日本	第33回東京センチュリー（社債間限定同順位特約付）	0.280	2028/4/27	200,000	97.211	193,330,000	3.42
日本	第81回ホンダファイナンス（社債間限定同順位特約付）	0.389	2028/6/20	200,000	97.125	197,125,000	1.14
日本	第93回ホンダファイナンス(社債間限定同順位特約付)	1.304	2028/9/20	200,000	99.109	199,109,000	1.16
日本	第41回SBIホールディングス（社債間限定同順位特約付）	1.450	2028/1/21	200,000	99.129	199,122,000	1.17
日本	第44回SBIホールディングス（社債間限定同順位特約付）	1.570	2028/9/15	200,000	98.928	198,922,000	1.16
日本	第42回リコーリース（社債間限定同順位特約付）	0.390	2027/6/1	200,000	98.598	198,590,000	1.16
日本	第17回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付）	0.340	2026/7/31	300,000	99.525	298,605,000	3.51
日本	第24回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付）	1.470	2028/2/25	200,000	99.479	199,473,000	1.17
日本	第26回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付）	1.563	2028/10/6	200,000	99.269	199,265,000	1.17
日本	第83回アコム（特定社債間限定同順位特約付）	0.530	2028/7/6	200,000	97.259	197,259,000	1.14
日本	第84回アコム（特定社債間限定同順位特約付）	0.550	2026/12/18	200,000	99.359	199,357,000	1.17
日本	第89回アコム（特定社債間限定同順位特約付）	1.532	2028/11/27	200,000	99.259	199,253,000	1.17
日本	第2回三菱HCキャピタル（社債間限定同順位特約付）	0.190	2027/3/1	200,000	98.816	198,816,000	1.16
日本	第52回三菱UFJリース（社債間限定同順位特約付）	0.375	2027/7/13	200,000	98.429	195,377,000	3.47
日本	第59回三菱UFJリース（社債間限定同順位特約付）	0.385	2028/5/26	200,000	97.199	197,194,000	1.14
日本	第31回大和証券グループ本社（社債間限定同順位特約付）	0.410	2027/8/27	200,000	98.199	194,594,000	3.46
日本	第40回大和証券グループ本社（社債間限定同順位特約付）	0.575	2026/11/27	200,000	99.499	199,410,000	1.17
日本	第44回大和証券グループ本社(社債間限定同順位特約付)（グリーンボンド）	0.470	2027/2/26	200,000	99.049	199,047,000	1.16
日本	第3回野村ホールディングス(担保提供制限等財務上特約無)	0.280	2026/9/4	200,000	99.369	199,369,000	1.17
日本	第1回SBI証券（劣後特約付）	2.081	2028/3/24	200,000	99.329	199,321,000	1.17
日本	第7回三菱地所利払繰延条項・期限前償還条項付（劣後特約付）	0.000	2086/2/3	200,000	100.000	200,000,000	1.18
日本	第35回イオンモール(社債間限定同順位特約付)	0.760	2028/4/28	200,000	97.625	193,055,000	3.44
日本	第37回イオンモール（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	1.102	2028/12/14	200,000	97.537	197,537,000	1.15

日本 付)	第30回商船三井(社債間限定同順位特約	1.454	2028/9/4	200,000	99.1698	198,326,000	2.33
日本 付)	第20回ソフトバンク(社債間限定同順位特約	0.320	2026/7/10	200,000	99.5999	199,186,000	2.34
日本 付)	第25回ソフトバンク(社債間限定同順位特約	0.828	2027/5/27	200,000	99.0498	198,088,000	2.33
日本 付)	第28回ソフトバンク(社債間限定同順位特約	1.186	2027/5/28	200,000	99.5399	199,066,000	2.34
日本 信	第52回光通	1.654	2028/10/23	200,000	99.1099	199,102,000	1.16
日本 A	第8回 J E R	0.420	2027/5/25	200,000	98.7098	198,707,000	1.16
日本 A	第30回 J E R	1.125	2028/4/25	200,000	98.7698	198,761,000	1.16

（注）投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（注）当該情報は委託会社が入手可能な直近日（2026年1月22日）現在の情報です。

【投資不動産物件】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年2回決算／米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年2回決算／米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年２回決算／米ドル売り円買い）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第7期 (2016年12月20日)	202,276,006	202,276,006	0.8710	0.8710
第8期 (2017年 6月20日)	342,992,266	342,992,266	0.9584	0.9584
第9期 (2017年12月20日)	364,042,575	364,042,575	0.9969	0.9969
第10期 (2018年 6月20日)	322,508,695	322,508,695	0.9220	0.9220
第11期 (2018年12月20日)	278,873,751	278,873,751	0.8647	0.8647
第12期 (2019年 6月20日)	304,361,026	304,361,026	0.9253	0.9253
第13期 (2019年12月20日)	305,058,170	305,058,170	0.9614	0.9614
第14期 (2020年 6月22日)	276,132,873	276,132,873	0.8987	0.8987
第15期 (2020年12月21日)	297,181,005	297,181,005	1.0378	1.0378
第16期 (2021年 6月21日)	304,681,562	304,681,562	1.0883	1.0883
第17期 (2021年12月20日)	286,091,801	286,091,801	1.0319	1.0319
第18期 (2022年 6月20日)	236,505,995	236,505,995	0.8442	0.8442
第19期 (2022年12月20日)	255,426,964	255,426,964	0.8531	0.8531
第20期 (2023年 6月20日)	265,618,514	265,618,514	0.8901	0.8901
第21期 (2023年12月20日)	300,467,520	300,467,520	0.8867	0.8867
第22期 (2024年 6月20日)	286,227,469	286,227,469	0.8795	0.8795
第23期 (2024年12月20日)	267,331,430	267,331,430	0.8605	0.8605
第24期 (2025年 6月20日)	281,471,031	281,471,031	0.9130	0.9130
第25期 (2025年12月22日)	292,754,872	292,754,872	0.9710	0.9710
第26期 (2026年 6月22日)	295,107,914	295,107,914	0.9953	0.9953
2025年 7月末日	283,673,774	—	0.9287	—
8月末日	285,950,504	—	0.9410	—
9月末日	290,985,503	—	0.9609	—
10月末日	292,346,591	—	0.9680	—
11月末日	291,954,657	—	0.9687	—
12月末日	293,121,046	—	0.9747	—
2026年 1月末日	304,531,835	—	1.0105	—
2月末日	305,786,310	—	1.0140	—
3月末日	282,626,242	—	0.9428	—
4月末日	293,700,397	—	0.9791	—
5月末日	294,515,566	—	0.9931	—
6月末日	292,697,576	—	0.9880	—
7月末日	291,913,436	—	0.9848	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第7期 (2016年12月20日)	3,420,812,301	3,420,812,301	1.0606	1.0606
第8期 (2017年 6月20日)	2,484,035,947	2,484,035,947	1.1209	1.1209
第9期 (2017年12月20日)	2,076,104,828	2,076,104,828	1.1909	1.1909
第10期 (2018年 6月20日)	1,844,743,139	1,844,743,139	1.0886	1.0886
第11期 (2018年12月20日)	1,603,755,861	1,603,755,861	1.0598	1.0598
第12期 (2019年 6月20日)	1,567,604,033	1,567,604,033	1.1042	1.1042
第13期 (2019年12月20日)	1,437,044,836	1,437,044,836	1.1763	1.1763
第14期 (2020年 6月22日)	1,161,656,750	1,161,656,750	1.0840	1.0840
第15期 (2020年12月21日)	1,042,484,188	1,042,484,188	1.2161	1.2161
第16期 (2021年 6月21日)	1,084,504,106	1,084,504,106	1.3626	1.3626
第17期 (2021年12月20日)	1,030,891,298	1,030,891,298	1.3363	1.3363
第18期 (2022年 6月20日)	961,756,318	961,756,318	1.3035	1.3035
第19期 (2022年12月20日)	997,507,789	997,507,789	1.3620	1.3620
第20期 (2023年 6月20日)	1,076,916,948	1,076,916,948	1.5120	1.5120
第21期 (2023年12月20日)	1,140,760,385	1,140,760,385	1.5738	1.5738
第22期 (2024年 6月20日)	1,224,606,798	1,224,606,798	1.7660	1.7660
第23期 (2024年12月20日)	1,183,286,192	1,183,286,192	1.7716	1.7716
第24期 (2025年 6月20日)	1,143,949,644	1,143,949,644	1.7695	1.7695
第25期 (2025年12月22日)	1,245,286,210	1,245,286,210	2.0852	2.0852
第26期 (2026年 6月22日)	1,318,952,293	1,318,952,293	2.2247	2.2247
2025年 7月末日	1,196,902,388	—	1.8602	—
8月末日	1,182,752,639	—	1.8616	—
9月末日	1,210,201,138	—	1.9301	—
10月末日	1,232,124,150	—	2.0201	—
11月末日	1,238,242,014	—	2.0572	—
12月末日	1,235,499,617	—	2.0734	—
2026年 1月末日	1,257,050,528	—	2.1150	—
2月末日	1,290,863,177	—	2.1690	—
3月末日	1,233,479,424	—	2.0706	—
4月末日	1,289,994,701	—	2.1646	—
5月末日	1,303,554,410	—	2.1877	—
6月末日	1,312,331,077	—	2.2168	—
7月末日	1,291,768,225	—	2.1801	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第7特定期間	(2016年12月20日)	11,148,135	11,235,208	0.8302	0.8362
第8特定期間	(2017年 6月20日)	15,436,195	15,524,523	0.9107	0.9167
第9特定期間	(2017年12月20日)	19,769,895	19,876,397	0.9411	0.9471
第10特定期間	(2018年 6月20日)	17,439,381	17,561,937	0.8635	0.8695
第11特定期間	(2018年12月20日)	11,203,919	11,294,910	0.8040	0.8100
第12特定期間	(2019年 6月20日)	12,081,829	12,166,109	0.8543	0.8603
第13特定期間	(2019年12月20日)	12,371,297	12,455,695	0.8809	0.8869
第14特定期間	(2020年 6月22日)	8,005,105	8,066,975	0.8175	0.8235
第15特定期間	(2020年12月21日)	9,130,500	9,189,139	0.9371	0.9431
第16特定期間	(2021年 6月21日)	7,393,372	7,447,293	0.9762	0.9822
第17特定期間	(2021年12月20日)	8,139,885	8,189,707	0.9195	0.9255
第18特定期間	(2022年 6月20日)	7,664,307	7,722,369	0.7472	0.7532
第19特定期間	(2022年12月20日)	9,652,167	9,722,680	0.7493	0.7553
第20特定期間	(2023年 6月20日)	10,827,239	10,908,895	0.7756	0.7816
第21特定期間	(2023年12月20日)	11,502,445	11,590,292	0.7665	0.7725
第22特定期間	(2024年 6月20日)	12,236,770	12,331,119	0.7543	0.7603
第23特定期間	(2024年12月20日)	12,615,964	12,717,082	0.7323	0.7383
第24特定期間	(2025年 6月20日)	12,562,015	12,665,094	0.7706	0.7766
第25特定期間	(2025年12月22日)	15,620,151	15,734,468	0.8134	0.8194
第26特定期間	(2026年 6月22日)	10,403,162	10,497,062	0.8274	0.8334
2025年 7月末日		14,851,142	—	0.7827	—
8月末日		15,027,072	—	0.7921	—
9月末日		15,375,940	—	0.8079	—
10月末日		15,518,377	—	0.8128	—
11月末日		15,565,462	—	0.8125	—
12月末日		15,690,928	—	0.8164	—
2026年 1月末日		14,779,973	—	0.8451	—
2月末日		14,824,171	—	0.8470	—
3月末日		13,339,506	—	0.7866	—
4月末日		10,185,401	—	0.8158	—
5月末日		10,360,679	—	0.8265	—
6月末日		10,347,918	—	0.8213	—
7月末日		10,339,800	—	0.8176	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に特定期間中の各計算期間末の分配金を加算した金額です。

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第7特定期間（2016年12月20日）	3,099,018,763	3,170,709,599	0.8440	0.8620
第8特定期間（2017年 6月20日）	2,746,702,051	2,806,152,155	0.8739	0.8919
第9特定期間（2017年12月20日）	2,114,664,719	2,163,354,076	0.9097	0.9277
第10特定期間（2018年 6月20日）	1,428,875,886	1,460,784,235	0.8165	0.8325

第11特定期間	(2018年12月20日)	1,086,484,415	1,102,918,871	0.7842	0.7952
第12特定期間	(2019年 6月20日)	778,106,008	784,828,317	0.8109	0.8169
第13特定期間	(2019年12月20日)	660,151,041	665,411,821	0.8569	0.8629
第14特定期間	(2020年 6月22日)	532,526,944	536,793,361	0.7837	0.7897
第15特定期間	(2020年12月21日)	500,616,094	504,434,726	0.8725	0.8785
第16特定期間	(2021年 6月21日)	328,959,613	331,107,348	0.9712	0.9772
第17特定期間	(2021年12月20日)	291,328,292	293,226,018	0.9466	0.9526
第18特定期間	(2022年 6月20日)	265,674,994	267,439,630	0.9173	0.9233
第19特定期間	(2022年12月20日)	272,834,733	274,561,112	0.9526	0.9586
第20特定期間	(2023年 6月20日)	286,085,501	287,751,958	1.0509	1.0569
第21特定期間	(2023年12月20日)	270,915,445	273,734,590	1.0829	1.0939
第22特定期間	(2024年 6月20日)	280,924,071	284,289,638	1.2004	1.2144
第23特定期間	(2024年12月20日)	259,616,952	263,734,431	1.1856	1.2036
第24特定期間	(2025年 6月20日)	233,829,147	236,985,240	1.1691	1.1841
第25特定期間	(2025年12月22日)	256,860,885	259,198,796	1.3647	1.3767
第26特定期間	(2026年 6月22日)	256,267,286	258,461,044	1.4436	1.4556
	2025年 7月末日	243,309,252	—	1.2269	—
	8月末日	243,322,020	—	1.2259	—
	9月末日	250,808,204	—	1.2689	—
	10月末日	262,183,676	—	1.3261	—
	11月末日	254,772,211	—	1.3484	—
	12月末日	255,525,194	—	1.3570	—
	2026年 1月末日	259,821,117	—	1.3823	—
	2月末日	265,160,007	—	1.4155	—
	3月末日	252,965,653	—	1.3493	—
	4月末日	252,442,983	—	1.4085	—
	5月末日	252,274,431	—	1.4215	—
	6月末日	255,494,448	—	1.4385	—
	7月末日	251,107,499	—	1.4127	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に特定期間中の各計算期間末の分配金を加算した金額です。

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年2回決算／米ドル売り円買い）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第7期	2016年 6月21日～2016年12月20日	0.0000
第8期	2016年12月21日～2017年 6月20日	0.0000
第9期	2017年 6月21日～2017年12月20日	0.0000
第10期	2017年12月21日～2018年 6月20日	0.0000
第11期	2018年 6月21日～2018年12月20日	0.0000
第12期	2018年12月21日～2019年 6月20日	0.0000
第13期	2019年 6月21日～2019年12月20日	0.0000

第14期	2019年12月21日～2020年 6月22日	0.0000
第15期	2020年 6月23日～2020年12月21日	0.0000
第16期	2020年12月22日～2021年 6月21日	0.0000
第17期	2021年 6月22日～2021年12月20日	0.0000
第18期	2021年12月21日～2022年 6月20日	0.0000
第19期	2022年 6月21日～2022年12月20日	0.0000
第20期	2022年12月21日～2023年 6月20日	0.0000
第21期	2023年 6月21日～2023年12月20日	0.0000
第22期	2023年12月21日～2024年 6月20日	0.0000
第23期	2024年 6月21日～2024年12月20日	0.0000
第24期	2024年12月21日～2025年 6月20日	0.0000
第25期	2025年 6月21日～2025年12月22日	0.0000
第26期	2025年12月23日～2026年 6月22日	0.0000

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第7期	2016年 6月21日～2016年12月20日	0.0000
第8期	2016年12月21日～2017年 6月20日	0.0000
第9期	2017年 6月21日～2017年12月20日	0.0000
第10期	2017年12月21日～2018年 6月20日	0.0000
第11期	2018年 6月21日～2018年12月20日	0.0000
第12期	2018年12月21日～2019年 6月20日	0.0000
第13期	2019年 6月21日～2019年12月20日	0.0000
第14期	2019年12月21日～2020年 6月22日	0.0000
第15期	2020年 6月23日～2020年12月21日	0.0000
第16期	2020年12月22日～2021年 6月21日	0.0000
第17期	2021年 6月22日～2021年12月20日	0.0000
第18期	2021年12月21日～2022年 6月20日	0.0000
第19期	2022年 6月21日～2022年12月20日	0.0000
第20期	2022年12月21日～2023年 6月20日	0.0000
第21期	2023年 6月21日～2023年12月20日	0.0000
第22期	2023年12月21日～2024年 6月20日	0.0000
第23期	2024年 6月21日～2024年12月20日	0.0000
第24期	2024年12月21日～2025年 6月20日	0.0000
第25期	2025年 6月21日～2025年12月22日	0.0000
第26期	2025年12月23日～2026年 6月22日	0.0000

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

期	特定期間	1口当たりの分配金（円）
第7特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	0.0060
第8特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	0.0060
第9特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	0.0060
第10特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	0.0060

第11特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	0.0060
第12特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	0.0060
第13特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	0.0060
第14特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	0.0060
第15特定期間	2020年 6月23日～2020年12月21日	0.0060
第16特定期間	2020年12月22日～2021年 6月21日	0.0060
第17特定期間	2021年 6月22日～2021年12月20日	0.0060
第18特定期間	2021年12月21日～2022年 6月20日	0.0060
第19特定期間	2022年 6月21日～2022年12月20日	0.0060
第20特定期間	2022年12月21日～2023年 6月20日	0.0060
第21特定期間	2023年 6月21日～2023年12月20日	0.0060
第22特定期間	2023年12月21日～2024年 6月20日	0.0060
第23特定期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	0.0060
第24特定期間	2024年12月21日～2025年 6月20日	0.0060
第25特定期間	2025年 6月21日～2025年12月22日	0.0060
第26特定期間	2025年12月23日～2026年 6月22日	0.0060

（注）各特定期間の1口当たりの分配金は、特定期間中の各計算期間末の分配金を加算した金額です。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

期	特定期間	1口当たりの分配金（円）
第7特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	0.0180
第8特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	0.0180
第9特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	0.0180
第10特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	0.0160
第11特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	0.0110
第12特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	0.0060
第13特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	0.0060
第14特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	0.0060
第15特定期間	2020年 6月23日～2020年12月21日	0.0060
第16特定期間	2020年12月22日～2021年 6月21日	0.0060
第17特定期間	2021年 6月22日～2021年12月20日	0.0060
第18特定期間	2021年12月21日～2022年 6月20日	0.0060
第19特定期間	2022年 6月21日～2022年12月20日	0.0060
第20特定期間	2022年12月21日～2023年 6月20日	0.0060
第21特定期間	2023年 6月21日～2023年12月20日	0.0110
第22特定期間	2023年12月21日～2024年 6月20日	0.0140
第23特定期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	0.0180
第24特定期間	2024年12月21日～2025年 6月20日	0.0150
第25特定期間	2025年 6月21日～2025年12月22日	0.0120
第26特定期間	2025年12月23日～2026年 6月22日	0.0120

（注）各特定期間の1口当たりの分配金は、特定期間中の各計算期間末の分配金を加算した金額です。

【収益率の推移】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年2回決算／米ドル売り円買い）

期	計算期間	収益率（％）
第7期	2016年 6月21日～2016年12月20日	0.9
第8期	2016年12月21日～2017年 6月20日	10.0
第9期	2017年 6月21日～2017年12月20日	4.0
第10期	2017年12月21日～2018年 6月20日	7.5
第11期	2018年 6月21日～2018年12月20日	6.2
第12期	2018年12月21日～2019年 6月20日	7.0
第13期	2019年 6月21日～2019年12月20日	3.9
第14期	2019年12月21日～2020年 6月22日	6.5
第15期	2020年 6月23日～2020年12月21日	15.5
第16期	2020年12月22日～2021年 6月21日	4.9
第17期	2021年 6月22日～2021年12月20日	5.2
第18期	2021年12月21日～2022年 6月20日	18.2
第19期	2022年 6月21日～2022年12月20日	1.1
第20期	2022年12月21日～2023年 6月20日	4.3
第21期	2023年 6月21日～2023年12月20日	0.4
第22期	2023年12月21日～2024年 6月20日	0.8
第23期	2024年 6月21日～2024年12月20日	2.2
第24期	2024年12月21日～2025年 6月20日	6.1
第25期	2025年 6月21日～2025年12月22日	6.4
第26期	2025年12月23日～2026年 6月22日	2.5

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）

期	計算期間	収益率（％）
第7期	2016年 6月21日～2016年12月20日	14.6
第8期	2016年12月21日～2017年 6月20日	5.7
第9期	2017年 6月21日～2017年12月20日	6.2
第10期	2017年12月21日～2018年 6月20日	8.6
第11期	2018年 6月21日～2018年12月20日	2.6
第12期	2018年12月21日～2019年 6月20日	4.2
第13期	2019年 6月21日～2019年12月20日	6.5
第14期	2019年12月21日～2020年 6月22日	7.8
第15期	2020年 6月23日～2020年12月21日	12.2
第16期	2020年12月22日～2021年 6月21日	12.0
第17期	2021年 6月22日～2021年12月20日	1.9
第18期	2021年12月21日～2022年 6月20日	2.5
第19期	2022年 6月21日～2022年12月20日	4.5
第20期	2022年12月21日～2023年 6月20日	11.0
第21期	2023年 6月21日～2023年12月20日	4.1

第22期	2023年12月21日～2024年 6月20日	12.2
第23期	2024年 6月21日～2024年12月20日	0.3
第24期	2024年12月21日～2025年 6月20日	0.1
第25期	2025年 6月21日～2025年12月22日	17.8
第26期	2025年12月23日～2026年 6月22日	6.7

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

期	特定期間	収益率（％）
第7特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	1.1
第8特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	10.4
第9特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	4.0
第10特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	7.6
第11特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	6.2
第12特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	7.0
第13特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	3.8
第14特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	6.5
第15特定期間	2020年 6月23日～2020年12月21日	15.4
第16特定期間	2020年12月22日～2021年 6月21日	4.8
第17特定期間	2021年 6月22日～2021年12月20日	5.2
第18特定期間	2021年12月21日～2022年 6月20日	18.1
第19特定期間	2022年 6月21日～2022年12月20日	1.1
第20特定期間	2022年12月21日～2023年 6月20日	4.3
第21特定期間	2023年 6月21日～2023年12月20日	0.4
第22特定期間	2023年12月21日～2024年 6月20日	0.8
第23特定期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	2.1
第24特定期間	2024年12月21日～2025年 6月20日	6.0
第25特定期間	2025年 6月21日～2025年12月22日	6.3
第26特定期間	2025年12月23日～2026年 6月22日	2.5

(注)収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

期	特定期間	収益率（％）
第7特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	14.3
第8特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	5.7
第9特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	6.2
第10特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	8.5
第11特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	2.6
第12特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	4.2
第13特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	6.4
第14特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	7.8

第15特定期間	2020年 6月23日～2020年12月21日	12.1
第16特定期間	2020年12月22日～2021年 6月21日	12.0
第17特定期間	2021年 6月22日～2021年12月20日	1.9
第18特定期間	2021年12月21日～2022年 6月20日	2.5
第19特定期間	2022年 6月21日～2022年12月20日	4.5
第20特定期間	2022年12月21日～2023年 6月20日	10.9
第21特定期間	2023年 6月21日～2023年12月20日	4.1
第22特定期間	2023年12月21日～2024年 6月20日	12.1
第23特定期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	0.3
第24特定期間	2024年12月21日～2025年 6月20日	0.1
第25特定期間	2025年 6月21日～2025年12月22日	17.8
第26特定期間	2025年12月23日～2026年 6月22日	6.7

(注)収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年２回決算／米ドル売り円買い）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第7期	2016年 6月21日～2016年12月20日	65,468,718	32,178,114	232,246,469
第8期	2016年12月21日～2017年 6月20日	145,090,909	19,469,188	357,868,190
第9期	2017年 6月21日～2017年12月20日	57,859,361	50,551,611	365,175,940
第10期	2017年12月21日～2018年 6月20日	16,145,341	31,534,116	349,787,165
第11期	2018年 6月21日～2018年12月20日	13,124,700	40,415,667	322,496,198
第12期	2018年12月21日～2019年 6月20日	14,044,478	7,619,282	328,921,394
第13期	2019年 6月21日～2019年12月20日	7,724,593	19,330,515	317,315,472
第14期	2019年12月21日～2020年 6月22日	7,295,746	17,364,221	307,246,997
第15期	2020年 6月23日～2020年12月21日	6,188,018	27,074,170	286,360,845
第16期	2020年12月22日～2021年 6月21日	4,613,885	11,008,720	279,966,010
第17期	2021年 6月22日～2021年12月20日	4,606,124	7,317,649	277,254,485
第18期	2021年12月21日～2022年 6月20日	5,406,569	2,491,278	280,169,776
第19期	2022年 6月21日～2022年12月20日	23,053,764	3,798,613	299,424,927
第20期	2022年12月21日～2023年 6月20日	4,106,020	5,117,009	298,413,938
第21期	2023年 6月21日～2023年12月20日	43,690,427	3,246,349	338,858,016
第22期	2023年12月21日～2024年 6月20日	7,573,848	20,982,501	325,449,363
第23期	2024年 6月21日～2024年12月20日	2,007,056	16,793,828	310,662,591
第24期	2024年12月21日～2025年 6月20日	1,586,109	3,949,684	308,299,016
第25期	2025年 6月21日～2025年12月22日	1,285,833	8,101,150	301,483,699
第26期	2025年12月23日～2026年 6月22日	2,224,456	7,217,605	296,490,550

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年２回決算／為替ヘッジなし）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第7期	2016年 6月21日～2016年12月20日	160,424,299	626,751,115	3,225,507,074
第8期	2016年12月21日～2017年 6月20日	168,534,222	1,177,926,989	2,216,114,307
第9期	2017年 6月21日～2017年12月20日	113,999,601	586,865,140	1,743,248,768
第10期	2017年12月21日～2018年 6月20日	207,049,106	255,655,473	1,694,642,401
第11期	2018年 6月21日～2018年12月20日	84,456,675	265,905,060	1,513,194,016
第12期	2018年12月21日～2019年 6月20日	46,858,223	140,347,838	1,419,704,401
第13期	2019年 6月21日～2019年12月20日	39,593,382	237,587,839	1,221,709,944
第14期	2019年12月21日～2020年 6月22日	33,836,834	183,890,753	1,071,656,025
第15期	2020年 6月23日～2020年12月21日	23,364,663	237,789,938	857,230,750
第16期	2020年12月22日～2021年 6月21日	23,804,018	85,137,780	795,896,988
第17期	2021年 6月22日～2021年12月20日	19,503,543	43,968,581	771,431,950
第18期	2021年12月21日～2022年 6月20日	18,456,971	52,070,220	737,818,701
第19期	2022年 6月21日～2022年12月20日	29,316,120	34,750,143	732,384,678
第20期	2022年12月21日～2023年 6月20日	18,628,519	38,748,911	712,264,286
第21期	2023年 6月21日～2023年12月20日	39,048,000	26,466,695	724,845,591
第22期	2023年12月21日～2024年 6月20日	6,838,864	38,247,456	693,436,999
第23期	2024年 6月21日～2024年12月20日	6,916,553	32,442,569	667,910,983
第24期	2024年12月21日～2025年 6月20日	10,984,016	32,430,275	646,464,724
第25期	2025年 6月21日～2025年12月22日	4,485,086	53,751,985	597,197,825
第26期	2025年12月23日～2026年 6月22日	4,104,580	8,436,307	592,866,098

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	特定期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第7特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	317,202	2,838,963	13,427,747
第8特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	3,522,074	—	16,949,821
第9特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	4,090,699	33,522	21,006,998
第10特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	4,944,670	5,755,839	20,195,829
第11特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	585,588	6,845,430	13,935,987
第12特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	218,787	12,857	14,141,917
第13特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	249,096	346,954	14,044,059
第14特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	1,584,049	5,836,220	9,791,888
第15特定期間	2020年 6月23日～2020年12月21日	263,760	311,879	9,743,769
第16特定期間	2020年12月22日～2021年 6月21日	1,383,723	3,553,690	7,573,802
第17特定期間	2021年 6月22日～2021年12月20日	2,542,707	1,264,118	8,852,391
第18特定期間	2021年12月21日～2022年 6月20日	1,483,834	78,684	10,257,541
第19特定期間	2022年 6月21日～2022年12月20日	2,766,623	142,106	12,882,058
第20特定期間	2022年12月21日～2023年 6月20日	1,119,511	41,729	13,959,840
第21特定期間	2023年 6月21日～2023年12月20日	1,222,695	176,186	15,006,349
第22特定期間	2023年12月21日～2024年 6月20日	1,633,151	416,196	16,223,304
第23特定期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	1,232,091	227,443	17,227,952

第24特定期間	2024年12月21日～2025年 6月20日	838,908	1,765,629	16,301,231
第25特定期間	2025年 6月21日～2025年12月22日	2,933,848	31,285	19,203,794
第26特定期間	2025年12月23日～2026年 6月22日	974,110	7,604,079	12,573,825

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済口数は次のとおりです。

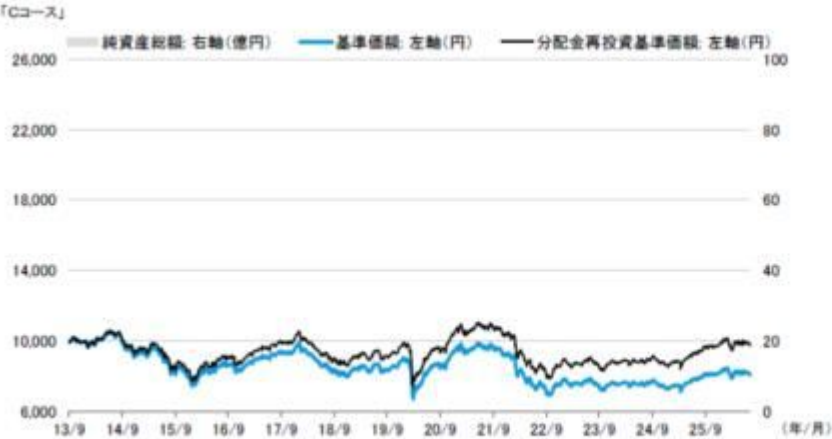
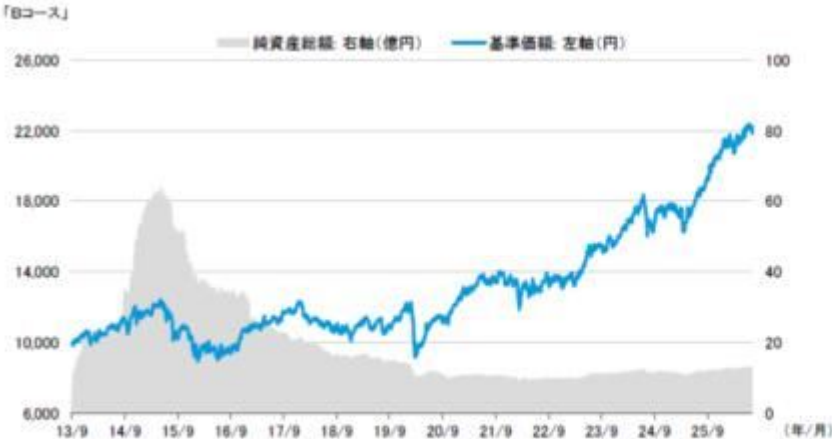
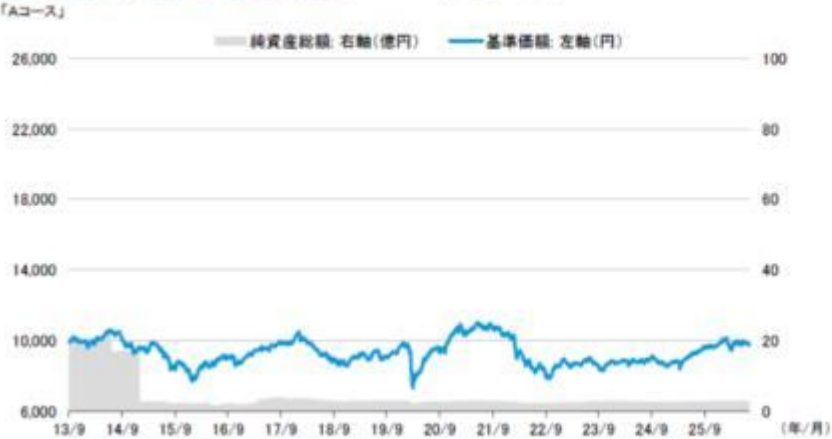
期	特定期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第7特定期間	2016年 6月21日～2016年12月20日	50,013,377	677,717,022	3,671,712,694
第8特定期間	2016年12月21日～2017年 6月20日	35,560,159	564,201,974	3,143,070,879
第9特定期間	2017年 6月21日～2017年12月20日	24,220,790	842,701,748	2,324,589,921
第10特定期間	2017年12月21日～2018年 6月20日	57,827,934	632,442,562	1,749,975,293
第11特定期間	2018年 6月21日～2018年12月20日	10,768,138	375,233,356	1,385,510,075
第12特定期間	2018年12月21日～2019年 6月20日	5,577,797	431,563,110	959,524,762
第13特定期間	2019年 6月21日～2019年12月20日	4,114,890	193,250,099	770,389,553
第14特定期間	2019年12月21日～2020年 6月22日	3,586,190	94,471,321	679,504,422
第15特定期間	2020年 6月23日～2020年12月21日	2,536,597	108,255,960	573,785,059
第16特定期間	2020年12月22日～2021年 6月21日	1,834,092	236,912,493	338,706,658
第17特定期間	2021年 6月22日～2021年12月20日	1,228,492	32,172,471	307,762,679
第18特定期間	2021年12月21日～2022年 6月20日	1,073,514	19,202,077	289,634,116
第19特定期間	2022年 6月21日～2022年12月20日	1,279,817	4,489,539	286,424,394
第20特定期間	2022年12月21日～2023年 6月20日	1,929,759	16,116,146	272,238,007
第21特定期間	2023年 6月21日～2023年12月20日	2,425,606	24,494,576	250,169,037
第22特定期間	2023年12月21日～2024年 6月20日	3,397,500	19,542,928	234,023,609
第23特定期間	2024年 6月21日～2024年12月20日	2,290,000	17,342,952	218,970,657
第24特定期間	2024年12月21日～2025年 6月20日	1,480,835	20,437,529	200,013,963
第25特定期間	2025年 6月21日～2025年12月22日	1,258,367	13,058,305	188,214,025
第26特定期間	2025年12月23日～2026年 6月22日	874,820	11,564,261	177,524,584

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

参考情報

2026年7月31日現在

基準価額・純資産の推移（設定～2026年7月31日）



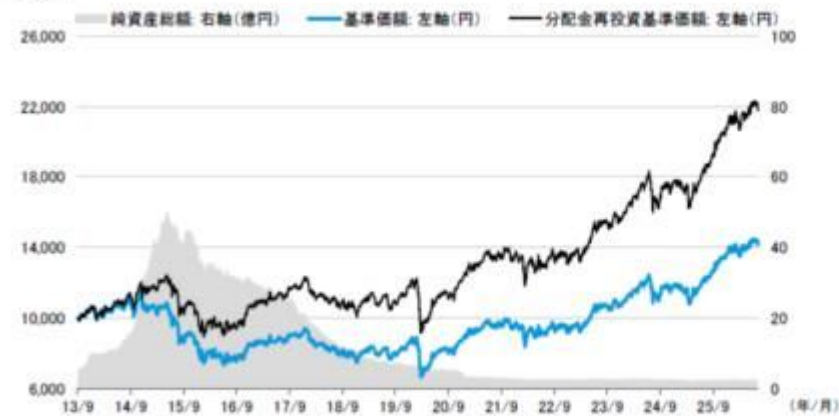
分配金の推移

第26期	2026年6月	0円
第25期	2025年12月	0円
第24期	2025年6月	0円
第23期	2024年12月	0円
第22期	2024年6月	0円
設定累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		

第26期	2026年6月	0円
第25期	2025年12月	0円
第24期	2025年6月	0円
第23期	2024年12月	0円
第22期	2024年6月	0円
設定累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		

第154期	2026年7月	10円
第153期	2026年6月	10円
第152期	2026年5月	10円
第151期	2026年4月	10円
第150期	2026年3月	10円
第149期	2026年2月	10円
直近1年間累計		120円
設定累計		1,600円
分配金は1万口当たり、税引前		

「Dコース」



(注) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

第154期	2026年7月	20円
第153期	2026年6月	20円
第152期	2026年5月	20円
第151期	2026年4月	20円
第150期	2026年3月	20円
第149期	2026年2月	20円
直近1年間累計		240円
設定以来累計		4,270円
分配金は1万口当たり、税引前		

主要な資産の状況(2026年7月31日現在)

「Aコース」

＜キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド(米ドル売り円買い)の主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)(クラスCdmh-JPY)	99.91
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

「Bコース」

＜キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド(為替ヘッジなし)の主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)(クラスCdm)	99.91
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

「Cコース」

＜キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド(米ドル売り円買い)の主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)(クラスCdmh-JPY)	99.91
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

「Dコース」

＜キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド(為替ヘッジなし)の主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)(クラスCdm)	99.91
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

＜各コースが実質的に投資する外国投資信託(ETOP)の主要な資産の状況等＞

(2026年7月31日現在)

資産別構成比率		通貨別構成比率		地域別構成比率			国別構成比率		
資産	投資比率(%)	通貨名	投資比率(%)	地域名	株式	債券	合計	国名	株式
株式	36.16	米ドル	33.40	アジア	18.08	8.10	26.18	中国	7.66
先進国通貨建て国債	17.72	ユーロ	7.50	中南米	1.43	20.89	22.32	メキシコ	0.63
現地通貨建て国債	15.31	香港ドル	6.63	欧州	6.38	5.40	11.78	ブラジル	0.81
社債	15.09	ブラジル・レアル	4.69	太平洋地域	3.48	1.25	4.73	南アフリカ	1.81
インフレ連動債	2.31	インド・ルピー	4.45	中東	1.95	3.88	5.84	米国	2.26
その他債券	-	その他通貨	29.91	アフリカ	1.81	7.71	9.51	その他国	23.00
現金等	13.42	現金・その他	13.42	北米	3.03	2.96	5.98		30.79
				その他	-	0.23	0.23		53.79

以下は、各コースが実質的に投資する外国投資信託の株式部分の上位10銘柄です。

上位10銘柄(株式)

順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)
1	台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング	台湾	情報技術	3.28
2	テンセント・ホールディングス	中国	コミュニケーション・サービス	1.82
3	ネットイース	中国	コミュニケーション・サービス	1.15
4	ASMLホールディング	オランダ	情報技術	1.13
5	AIAグループ	香港	金融	1.00
6	ダノン	フランス	生活必需品	0.98
7	SKハイニックス	韓国	情報技術	0.86
8	ADNOCガス	アラブ首長国連邦	エネルギー	0.82
9	ハリックセービングス・バンクオブカザフスタン	カザフスタン	金融	0.81
10	メルカドリブレ	米国	一般消費財・サービス	0.77

以下は、各コースが実質的に投資する外国投資信託の債券部分の上位10銘柄です。

上位10銘柄（債券）						
順位	銘柄名	国名/地域名	通貨名	クーポン(%)	満期	投資比率(%)
1	ブラジル国債	ブラジル	ブラジル・レアル	10.0	2031年1月1日	1.87
2	PETROLEOS MEXICANOS SR UNSEC 5.95% 01-28-31	メキシコ	米ドル	5.95	2031年1月28日	1.25
3	米国債	米国	米ドル	4.75	2056年2月15日	0.92
4	ドミニカ共和国国債	ドミニカ共和国	米ドル	5.95	2027年1月25日	0.84
5	南アフリカ国債	南アフリカ	南アフリカ・ランド	8.25	2032年3月31日	0.77
6	南アフリカ国債	南アフリカ	南アフリカ・ランド	8.875	2035年2月28日	0.72
7	ブラジル国債	ブラジル	ブラジル・レアル	10.0	2033年1月1日	0.72
8	メキシコ国債	メキシコ	米ドル	6.35	2035年2月9日	0.69
9	AMERICA MOVIL SAB DE CV MXN SR UNSEC 9.5% 01-27-31	メキシコ	メキシコ・ペソ	9.5	2031年1月27日	0.67
10	SASOL FINANCING USA LLC SR UNSEC 4.375% 09-18-26	南アフリカ	米ドル	4.375	2026年9月18日	0.67

年間収益率の推移

「Aコース」



ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

2026年は年初から7月末までの収益率を表示。

「Bコース」

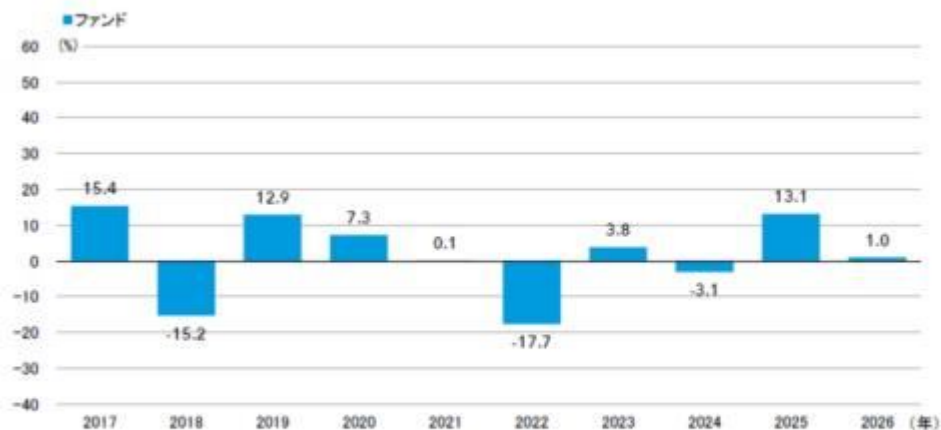


ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

2026年は年初から7月末までの収益率を表示。

「Cコース」



ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

2026年は年初から7月末までの収益率を表示。

「Dコース」



ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

2026年は年初から7月末までの収益率を表示。

* ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

* ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 取得の申込みは、販売会社で受付けます。
・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社
電話番号 03-6366-1300（営業日9：00～17：00）
ホームページ capitalgroup.co.jp

- (2) 取得の申込みの受付は、申込不可日（*1）を除く販売会社の営業日（*2）に行なわれます。
- （*1）申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日にあたる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。ただし、収益分配金を再投資する場合は除きます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- （*2）原則として、午後3時30分までに取得の申込みが行なわれ、かつ当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- ・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消することができます。
 - ・取得申込者は、販売会社に取得のお申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通

知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

- (3) 収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがありますので、取得の申込みを行なう投資家は、申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。
- ・販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得の申込みを取扱う場合があります。また、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。
 - ・自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款（販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。）に基づく契約を締結していただきます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、1口単位で取得することができます。
- (5) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。
- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6) 申込手数料がかかります。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資には、当該申込手数料はかかりません。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 「Aコース」「Bコース」間および「Cコース」「Dコース」間で、無手数料のスイッチングが可能です。
- ・申込不可日には、スイッチングの申込みはできません。
 - ・スイッチングによる換金の場合においても、通常の換金と同様に、課税対象となります。
 - ・販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の申込みは、販売会社で受け付けます。
- ・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 03-6366-1300（営業日9：00～17：00） ホームページ capitalgroup.co.jp
--

- (2) 換金の申込みの受付は、申込不可日（*1）を除く販売会社の営業日（*2）に行なわれます。
- (* 1) 申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日にあたる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (* 2) 原則として、午後3時30分までに換金の申込みが行なわれ、かつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの換金の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- ・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付を取消することができます。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして、下記（4）の規定に準じて計算された価額とします。
 - ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金を行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。
 - ・換金の申込みを行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- (3) 換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。
- (5) 換金手数料は、かかりません。
- (6) 換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。

お申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】**基準価額の計算**

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（１万口当たり）は、毎営業日に算出されます。

有価証券等の評価基準および評価方法等

マザーファンドについては、基準価額で評価します。

外貨建資産については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

為替予約取引については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

（主要投資対象ファンドにおける評価方法等）

主要投資対象ファンドについては、原則として、計算時に知りうる直近の日の時価で評価しております。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行なわれることもあります。

基準価額の照会方法

基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、Aコースは「エマストA」、Bコースは「エマストB」、Cコースは「エマストC」、Dコースは「エマストD」で表記されています。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 03-6366-1300（営業日9：00～17：00） ホームページ capitalgroup.co.jp
--

運用報告書

委託会社は、6月および12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2013年9月26日から、原則として、無期限です。ただし、後記（５）の a.、のa.、のa.およびのb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

「Aコース」「Bコース」原則として毎年6月21日から12月20日までおよび12月21日から翌年6月20日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2013年12月20日までとします。

上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

「Cコース」「Dコース」原則として毎月21日から翌月20日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2013年10月21日までとし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】**信託契約の解約（繰上償還）**

a. 委託会社は、信託期間中において、各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口または各ファンドの純資産総額を合計した額が50億円を下回ったとき、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益

権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの約款を変更しようとするときは、後記 の規定に従います。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記 の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの約款を変更することまたはファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの約款は本 に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 書面決議の効力は、ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載されます。

関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行なうことができます。
- b. 販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

a. 他の受益者の氏名または名称および住所

b. 他の受益者が有する受益権の内容

信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 繰上償還および重大な信託約款の変更等にかかる議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行なう場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

(5) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(6) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年2回決算／米ドル売り円買い）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）

- （１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

- （１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２） 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- （３） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年2回決算／米ドル売り円買い）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第25期 2025年12月22日現在	第26期 2026年6月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,742,466	2,824,569
親投資信託受益証券	292,703,393	294,991,912
未収利息	45	65
流動資産合計	295,445,904	297,816,546
資産合計	295,445,904	297,816,546
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	40,272	40,542
未払委託者報酬	2,577,598	2,594,438
その他未払費用	73,162	73,652
流動負債合計	2,691,032	2,708,632
負債合計	2,691,032	2,708,632
純資産の部		
元本等		
元本	301,483,699	296,490,550
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,728,827	1,382,636
元本等合計	292,754,872	295,107,914
純資産合計	292,754,872	295,107,914
負債純資産合計	295,445,904	297,816,546

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25期 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26期 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
営業収益		
受取利息	2,556	4,199
有価証券売買等損益	20,381,132	9,998,519
営業収益合計	20,383,688	10,002,718
営業費用		
受託者報酬	40,272	40,542
委託者報酬	2,577,598	2,594,438
その他費用	73,162	73,652
営業費用合計	2,691,032	2,708,632
営業利益又は営業損失（ ）	17,692,656	7,294,086
経常利益又は経常損失（ ）	17,692,656	7,294,086
当期純利益又は当期純損失（ ）	17,692,656	7,294,086
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	236,186	128,888
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	26,827,985	8,728,827
剰余金増加額又は欠損金減少額	704,636	208,354
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	704,636	208,354
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	61,948	27,361
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	61,948	27,361
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,728,827	1,382,636

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月21日から12月20日、12月21日から翌年6月20日までとなっておりますが、第26期計算期間は信託約款の定めにより、2025年12月23日から2026年6月22日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第25期 2025年12月22日現在	第26期 2026年6月22日現在
１．当該計算期間の末日における受益権の総数	301,483,699口	296,490,550口
２．投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 8,728,827円	元本の欠損 1,382,636円
３．当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.9710円 (9,710円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.9953円 (9,953円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第25期 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日			第26期 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,435,927円	費用控除後の配当等収益額	A	4,990,300円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	40,439,372円	収益調整金額	C	40,296,815円
分配準備積立金額	D	64,989,024円	分配準備積立金額	D	69,723,784円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	111,864,323円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	115,010,899円
当ファンドの期末残存口数	F	301,483,699口	当ファンドの期末残存口数	F	296,490,550口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,710.44円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,879.06円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第25期 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26期 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカウンターリスクに晒されております。	同左

項目	第25期 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26期 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第25期 2025年12月22日現在	第26期 2026年6月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第25期 2025年12月22日現在	第26期 2026年6月22日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	20,049,214	9,805,115
合計	20,049,214	9,805,115

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第25期 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26期 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
期首元本額	308,299,016円	301,483,699円
期中追加設定元本額	1,285,833円	2,224,456円
期中一部解約元本額	8,101,150円	7,217,605円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）	232,900,610	294,991,912	
合計		232,900,610	294,991,912	

(注) 券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第25期 2025年12月22日現在	第26期 2026年6月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,344,908	16,148,059
親投資信託受益証券	1,244,491,176	1,318,233,796
未収利息	202	376
流動資産合計	1,256,836,286	1,334,382,231
資産合計	1,256,836,286	1,334,382,231
負債の部		
流動負債		
未払解約金	318,272	3,767,242
未払受託者報酬	168,098	174,542
未払委託者報酬	10,758,136	11,170,858
その他未払費用	305,570	317,296
流動負債合計	11,550,076	15,429,938
負債合計	11,550,076	15,429,938
純資産の部		
元本等		
元本	597,197,825	592,866,098
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）	648,088,385	726,086,195
元本等合計	1,245,286,210	1,318,952,293
純資産合計	1,245,286,210	1,318,952,293
負債純資産合計	1,256,836,286	1,334,382,231

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25期 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26期 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
営業収益		
受取利息	13,525	19,117
有価証券売買等損益	208,837,725	94,742,620
営業収益合計	208,851,250	94,761,737
営業費用		
受託者報酬	168,098	174,542
委託者報酬	10,758,136	11,170,858
その他費用	305,570	317,296
営業費用合計	11,231,804	11,662,696
営業利益又は営業損失（ ）	197,619,446	83,099,041
経常利益又は経常損失（ ）	197,619,446	83,099,041
当期純利益又は当期純損失（ ）	197,619,446	83,099,041
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	9,706,086	626,640
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	497,484,920	648,088,385
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,076,461	4,682,107
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,076,461	4,682,107
剰余金減少額又は欠損金増加額	41,386,356	9,156,698
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	41,386,356	9,156,698
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	648,088,385	726,086,195

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月21日から12月20日、12月21日から翌年6月20日までとなっておりますが、第26期計算期間は信託約款の定めにより、2025年12月23日から2026年6月22日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第25期 2025年12月22日現在	第26期 2026年6月22日現在
１．当該計算期間の末日における受益権の総数	597,197,825口	592,866,098口
２．当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2.0852円 (20,852円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2.2247円 (22,247円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第25期 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日			第26期 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	27,575,582円	費用控除後の配当等収益額	A	26,677,606円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	122,887,833円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	55,794,795円
収益調整金額	C	131,499,796円	収益調整金額	C	134,231,178円
分配準備積立金額	D	384,691,672円	分配準備積立金額	D	527,623,332円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	666,654,883円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	744,326,911円
当ファンドの期末残存口数	F	597,197,825口	当ファンドの期末残存口数	F	592,866,098口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,163.02円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,554.69円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第25期 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26期 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカウンターリスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左

項目	第25期 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26期 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
4. 金融商品の時価等に関する事項の 補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第25期 2025年12月22日現在	第26期 2026年6月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第25期 2025年12月22日現在	第26期 2026年6月22日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	198,112,031	93,857,569
合計	198,112,031	93,857,569

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第25期 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26期 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
期首元本額	646,464,724円	597,197,825円
期中追加設定元本額	4,485,086円	4,104,580円
期中一部解約元本額	53,751,985円	8,436,307円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）	469,757,607	1,318,233,796	
合計		469,757,607	1,318,233,796	

（注）券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第25特定期間 2025年12月22日現在	第26特定期間 2026年6月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	57,217	73,245
親投資信託受益証券	15,607,203	10,362,404
未収利息	-	1
流動資産合計	15,664,420	10,435,650
資産合計	15,664,420	10,435,650
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,203	12,573
未払解約金	33	39
未払受託者報酬	378	260
未払委託者報酬	23,980	16,400
その他未払費用	675	3,216
流動負債合計	44,269	32,488
負債合計	44,269	32,488
純資産の部		
元本等		
元本	19,203,794	12,573,825
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,583,643	2,170,663
元本等合計	15,620,151	10,403,162
純資産合計	15,620,151	10,403,162
負債純資産合計	15,664,420	10,435,650

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25特定期間 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26特定期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
営業収益		
受取利息	19	406
有価証券売買等損益	1,031,517	416,201
営業収益合計	1,031,536	416,607
営業費用		
受託者報酬	2,102	1,796
委託者報酬	133,953	115,106
その他費用	3,757	3,216
営業費用合計	139,812	120,118
営業利益又は営業損失（ ）	891,724	296,489
経常利益又は経常損失（ ）	891,724	296,489
当期純利益又は当期純損失（ ）	891,724	296,489
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	65	13,545
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,739,216	3,583,643
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,500	1,367,790
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,500	1,367,790
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	628,399	170,944
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	628,399	170,944
分配金	114,317	93,900
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,583,643	2,170,663

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日まで、また特定期間は、原則として毎年6月21日から12月20日、12月21日から翌年6月20日までとなっておりますが、当特定期間は信託約款の定めにより、2025年12月23日から2026年6月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第25特定期間 2025年12月22日現在	第26特定期間 2026年6月22日現在
1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	19,203,794口	12,573,825口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 3,583,643円	元本の欠損 2,170,663円
3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.8134円 (8,134円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.8274円 (8,274円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第25特定期間 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26特定期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日																																																												
分配金の計算過程 第142期 自 2025年6月21日 至 2025年7月22日	分配金の計算過程 第148期 自 2025年12月23日 至 2026年1月20日																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>60,562円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,740,141円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,194,761円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>3,995,464円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>18,952,500口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,108.12円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>18,952円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	60,562円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	2,740,141円	分配準備積立金額	D	1,194,761円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,995,464円	当ファンドの期末残存口数	F	18,952,500口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,108.12円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	18,952円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>51,030円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,814,542円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,388,977円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,254,549円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>19,241,455口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,211.12円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>19,241円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	51,030円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	2,814,542円	分配準備積立金額	D	1,388,977円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,254,549円	当ファンドの期末残存口数	F	19,241,455口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,211.12円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,241円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	60,562円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	2,740,141円																																																											
分配準備積立金額	D	1,194,761円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,995,464円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	18,952,500口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,108.12円																																																											
1万口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	18,952円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	51,030円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	2,814,542円																																																											
分配準備積立金額	D	1,388,977円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,254,549円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	19,241,455口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,211.12円																																																											
1万口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,241円																																																											
第143期 自 2025年7月23日 至 2025年8月20日	第149期 自 2026年1月21日 至 2026年2月20日																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>56,211円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,754,897円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,236,352円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,047,460円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>18,978,929口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,132.58円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>18,978円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	56,211円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	2,754,897円	分配準備積立金額	D	1,236,352円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,047,460円	当ファンドの期末残存口数	F	18,978,929口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,132.58円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	18,978円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>57,662円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,613,025円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,248,352円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>3,919,039円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>17,531,176口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,235.46円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>17,531円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	57,662円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	2,613,025円	分配準備積立金額	D	1,248,352円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,919,039円	当ファンドの期末残存口数	F	17,531,176口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,235.46円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	17,531円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	56,211円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	2,754,897円																																																											
分配準備積立金額	D	1,236,352円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,047,460円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	18,978,929口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,132.58円																																																											
1万口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	18,978円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	57,662円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	2,613,025円																																																											
分配準備積立金額	D	1,248,352円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,919,039円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	17,531,176口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,235.46円																																																											
1万口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	17,531円																																																											
第144期 自 2025年8月21日 至 2025年9月22日	第150期 自 2026年2月21日 至 2026年3月23日																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>61,609円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,763,706円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,271,737円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,097,052円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>19,011,288口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,155.04円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>19,011円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	61,609円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	2,763,706円	分配準備積立金額	D	1,271,737円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,097,052円	当ファンドの期末残存口数	F	19,011,288口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,155.04円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,011円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>26,302円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,529,648円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,240,481円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>3,796,431円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>16,940,046口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,241.08円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>16,940円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	26,302円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	2,529,648円	分配準備積立金額	D	1,240,481円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,796,431円	当ファンドの期末残存口数	F	16,940,046口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,241.08円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	16,940円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	61,609円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	2,763,706円																																																											
分配準備積立金額	D	1,271,737円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,097,052円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	19,011,288口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,155.04円																																																											
1万口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,011円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	26,302円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	2,529,648円																																																											
分配準備積立金額	D	1,240,481円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,796,431円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	16,940,046口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,241.08円																																																											
1万口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	16,940円																																																											
第145期	第151期																																																												

第25特定期間 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日			第26特定期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日		
自 2025年9月23日 至 2025年10月20日			自 2026年3月24日 至 2026年4月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,248円	費用控除後の配当等収益額	A	38,852円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	2,769,245円	収益調整金額	C	2,255,921円
分配準備積立金額	D	1,314,182円	分配準備積立金額	D	1,111,777円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,122,675円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,406,550円
当ファンドの期末残存口数	F	19,035,471口	当ファンドの期末残存口数	F	15,093,573口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,165.77円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,256.94円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	19,035円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	15,093円
第146期 自 2025年10月21日 至 2025年11月20日			第152期 自 2026年4月21日 至 2026年5月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	45,122円	費用控除後の配当等収益額	A	32,177円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	2,791,643円	収益調整金額	C	1,877,973円
分配準備積立金額	D	1,334,374円	分配準備積立金額	D	936,021円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,171,139円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,846,171円
当ファンドの期末残存口数	F	19,138,163口	当ファンドの期末残存口数	F	12,522,511口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,179.46円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,272.82円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	19,138円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	12,522円
第147期 自 2025年11月21日 至 2025年12月22日			第153期 自 2026年5月21日 至 2026年6月22日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	47,873円	費用控除後の配当等収益額	A	39,709円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	2,806,119円	収益調整金額	C	1,889,802円
分配準備積立金額	D	1,360,320円	分配準備積立金額	D	955,644円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,214,312円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,885,155円
当ファンドの期末残存口数	F	19,203,794口	当ファンドの期末残存口数	F	12,573,825口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,194.50円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,294.56円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	19,203円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	12,573円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	第25特定期間 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26特定期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左

項目	第25特定期間 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26特定期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第25特定期間 2025年12月22日現在	第26特定期間 2026年6月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第25特定期間 2025年12月22日現在	第26特定期間 2026年6月22日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	166,648	223,348
合計	166,648	223,348

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第25特定期間 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26特定期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
期首元本額	16,301,231円	19,203,794円
期中追加設定元本額	2,933,848円	974,110円
期中一部解約元本額	31,285円	7,604,079円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）	8,181,276	10,362,404	
合計		8,181,276	10,362,404	

(注) 券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第25特定期間 2025年12月22日現在	第26特定期間 2026年6月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	877,571	900,327
親投資信託受益証券	256,739,518	256,193,221
未収入金	1,100,000	-
未収利息	14	20
流動資産合計	258,717,103	257,093,568
資産合計	258,717,103	257,093,568
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	376,428	355,049
未払解約金	1,070,597	105
未払受託者報酬	6,125	6,268
未払委託者報酬	391,943	401,154
その他未払費用	11,125	63,706
流動負債合計	1,856,218	826,282
負債合計	1,856,218	826,282
純資産の部		
元本等		
元本	188,214,025	177,524,584
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	68,646,860	78,742,702
元本等合計	256,860,885	256,267,286
純資産合計	256,860,885	256,267,286
負債純資産合計	258,717,103	257,093,568

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25特定期間 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26特定期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
営業収益		
受取利息	730	1,768
有価証券売買等損益	42,966,356	18,513,703
営業収益合計	42,967,086	18,515,471
営業費用		
受託者報酬	34,654	35,068
委託者報酬	2,217,903	2,244,576
その他費用	62,949	63,706
営業費用合計	2,315,506	2,343,350
営業利益又は営業損失（ ）	40,651,580	16,172,121
経常利益又は経常損失（ ）	40,651,580	16,172,121
当期純利益又は当期純損失（ ）	40,651,580	16,172,121
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	303,207	35,454
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	33,815,184	68,646,860
剰余金増加額又は欠損金減少額	329,554	340,411
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	329,554	340,411
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,508,340	4,258,386
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,508,340	4,258,386
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	2,337,911	2,193,758
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	68,646,860	78,742,702

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日まで、また特定期間は、原則として毎年6月21日から翌年6月20日までとなっておりますが、当特定期間は信託約款の定めにより、2025年12月23日から2026年6月22日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第25特定期間 2025年12月22日現在	第26特定期間 2026年6月22日現在
1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	188,214,025口	177,524,584口
2. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)1.3647円 (13,647円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)1.4436円 (14,436円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第25特定期間 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26特定期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日																																																												
分配金の計算過程 第142期 自 2025年6月21日 至 2025年7月22日	分配金の計算過程 第148期 自 2025年12月23日 至 2026年1月20日																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,156,124円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>7,804,550円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>46,269,978円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>55,230,652円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>198,325,208口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>2,784.84円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>396,650円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,156,124円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	7,804,550円	分配準備積立金額	D	46,269,978円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	55,230,652円	当ファンドの期末残存口数	F	198,325,208口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,784.84円	1万口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	396,650円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>839,187円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>5,165,656円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>7,733,660円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>69,848,028円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>83,586,531円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>187,877,709口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>4,448.96円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>375,755円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	839,187円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	5,165,656円	収益調整金額	C	7,733,660円	分配準備積立金額	D	69,848,028円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,586,531円	当ファンドの期末残存口数	F	187,877,709口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,448.96円	1万口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	375,755円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1,156,124円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	7,804,550円																																																											
分配準備積立金額	D	46,269,978円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	55,230,652円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	198,325,208口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,784.84円																																																											
1万口当たり分配金額	H	20円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	396,650円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	839,187円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	5,165,656円																																																											
収益調整金額	C	7,733,660円																																																											
分配準備積立金額	D	69,848,028円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,586,531円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	187,877,709口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,448.96円																																																											
1万口当たり分配金額	H	20円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	375,755円																																																											
第143期 自 2025年7月23日 至 2025年8月20日	第149期 自 2026年1月21日 至 2026年2月20日																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>941,454円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>7,851,065円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>47,002,840円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>55,795,359円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>198,393,756口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>2,812.34円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>396,787円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	941,454円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	7,851,065円	分配準備積立金額	D	47,002,840円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	55,795,359円	当ファンドの期末残存口数	F	198,393,756口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,812.34円	1万口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	396,787円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>739,997円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>7,769,163円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>75,161,698円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>83,670,858円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>187,243,646口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>4,468.54円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>374,487円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	739,997円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	7,769,163円	分配準備積立金額	D	75,161,698円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,670,858円	当ファンドの期末残存口数	F	187,243,646口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,468.54円	1万口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	374,487円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	941,454円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	7,851,065円																																																											
分配準備積立金額	D	47,002,840円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	55,795,359円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	198,393,756口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,812.34円																																																											
1万口当たり分配金額	H	20円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	396,787円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	739,997円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	7,769,163円																																																											
分配準備積立金額	D	75,161,698円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,670,858円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	187,243,646口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,468.54円																																																											
1万口当たり分配金額	H	20円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	374,487円																																																											
第144期 自 2025年8月21日 至 2025年9月22日	第150期 自 2026年2月21日 至 2026年3月23日																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,006,958円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>6,098,707円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>7,862,124円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>47,305,860円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>62,273,649円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>197,564,518口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>3,152.04円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>395,129円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,006,958円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	6,098,707円	収益調整金額	C	7,862,124円	分配準備積立金額	D	47,305,860円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	62,273,649円	当ファンドの期末残存口数	F	197,564,518口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,152.04円	1万口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	395,129円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>500,592円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>7,834,251円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>75,526,144円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>83,860,987円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>187,385,898口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>4,475.29円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>374,771円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	500,592円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	7,834,251円	分配準備積立金額	D	75,526,144円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,860,987円	当ファンドの期末残存口数	F	187,385,898口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,475.29円	1万口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	374,771円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1,006,958円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	6,098,707円																																																											
収益調整金額	C	7,862,124円																																																											
分配準備積立金額	D	47,305,860円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	62,273,649円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	197,564,518口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,152.04円																																																											
1万口当たり分配金額	H	20円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	395,129円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	500,592円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	7,834,251円																																																											
分配準備積立金額	D	75,526,144円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,860,987円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	187,385,898口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,475.29円																																																											
1万口当たり分配金額	H	20円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	374,771円																																																											
第145期 自 2025年9月23日 至 2025年10月20日	第151期 自 2026年3月24日 至 2026年4月20日																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr></table>	項目			<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr></table>	項目																																																								
項目																																																													
項目																																																													

第25特定期間 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日			第26特定期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日		
費用控除後の配当等収益額	A	928,309円	費用控除後の配当等収益額	A	772,039円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	4,076,624円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	2,531,077円
収益調整金額	C	7,908,353円	収益調整金額	C	7,565,025円
分配準備積立金額	D	53,982,309円	分配準備積立金額	D	72,389,891円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	66,895,595円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,258,032円
当ファンドの期末残存口数	F	197,600,447口	当ファンドの期末残存口数	F	179,458,126口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,385.37円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,639.38円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	395,200円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	358,916円
第146期 自 2025年10月21日 至 2025年11月20日			第152期 自 2026年4月21日 至 2026年5月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,035,699円	費用控除後の配当等収益額	A	810,049円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	9,591,221円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	7,658,768円	収益調整金額	C	7,535,700円
分配準備積立金額	D	55,900,837円	分配準備積立金額	D	74,409,146円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	74,186,525円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	82,754,895円
当ファンドの期末残存口数	F	188,858,877口	当ファンドの期末残存口数	F	177,390,281口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,928.11円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,665.11円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	377,717円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	354,780円
第147期 自 2025年11月21日 至 2025年12月22日			第153期 自 2026年5月21日 至 2026年6月22日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	815,703円	費用控除後の配当等収益額	A	1,127,212円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	3,722,252円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	4,076,132円
収益調整金額	C	7,691,893円	収益調整金額	C	7,600,604円
分配準備積立金額	D	65,866,370円	分配準備積立金額	D	74,862,810円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	78,096,218円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	87,666,758円
当ファンドの期末残存口数	F	188,214,025口	当ファンドの期末残存口数	F	177,524,584口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,149.30円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,938.26円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	376,428円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	355,049円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	第25特定期間 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26特定期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左

項目	第25特定期間 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26特定期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第25特定期間 2025年12月22日現在	第26特定期間 2026年6月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第25特定期間 2025年12月22日現在	第26特定期間 2026年6月22日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	4,954,915	9,987,718
合計	4,954,915	9,987,718

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第25特定期間 自 2025年6月21日 至 2025年12月22日	第26特定期間 自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
期首元本額	200,013,963円	188,214,025円
期中追加設定元本額	1,258,367円	874,820円
期中一部解約元本額	13,058,305円	11,564,261円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）	91,295,425	256,193,221	
合 計		91,295,425	256,193,221	

(注) 券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年2回決算／米ドル売り円買い）」、及び「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い）」は、「キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象ファンドの計算期間末日及び特定期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年6月22日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	134,413,692
投資信託受益証券	4,861,774
投資証券	76,143,731,636
未収利息	3,130
流動資産合計	76,283,010,232
資産合計	76,283,010,232
負債の部	
流動負債	
未払金	70,000,000
流動負債合計	70,000,000
負債合計	70,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	60,170,792,800
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	16,042,217,432
元本等合計	76,213,010,232
純資産合計	76,213,010,232
負債純資産合計	76,283,010,232

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
-----------------	----------

	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年6月22日現在
1. 計算日における受益権の総数	60,170,792,800口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)
	1.2666円 (12,666円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年6月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2026年6月22日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	15,284
投資証券	3,174,494,497
合計	3,174,509,781

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間及び特定期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年6月22日現在
同計算期間及び特定期間の期首元本額	51,783,502,024円
同計算期間及び特定期間の追加設定元本額	8,840,931,666円
同計算期間及び特定期間の一部解約元本額	453,640,890円
計算日の元本額	60,170,792,800円
元本額の内訳	
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年2回決算／米ドル売り円買い）	232,900,610円
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い）	8,181,276円
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF（米ドル売り円買い）	59,929,710,914円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	4,631,585.00	4,861,774	
投資信託受益証券 合計		4,631,585.00	4,861,774	
投資証券	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdmh-JPY）	106,494,729.561	76,143,731,636	
投資証券 合計		106,494,729.561	76,143,731,636	
合計		111,126,314.561	76,148,593,410	

（注）券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）」、及び「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）」は、「キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象ファンドの計算期間末日及び特定期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります、それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年6月22日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	12,558,482
投資信託受益証券	835,300
投資証券	15,510,765,237
未収利息	292
流動資産合計	15,524,159,311
資産合計	15,524,159,311

2026年6月22日現在

負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	5,532,064,461
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	9,992,094,850
元本等合計	15,524,159,311
純資産合計	15,524,159,311
負債純資産合計	15,524,159,311

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年6月22日現在
1. 計算日における受益権の総数	5,532,064,461口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.8062円 (1万口当たり純資産額) (28,062円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年12月23日 至 2026年6月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年6月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2026年6月22日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	2,626
投資証券	2,551,625,329
合計	2,551,627,955

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間及び特定期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年6月22日現在
同計算期間及び特定期間の期首元本額	5,711,014,454円
同計算期間及び特定期間の追加設定元本額	324,964,039円
同計算期間及び特定期間の一部解約元本額	503,914,032円
計算日の元本額	5,532,064,461円
元本額の内訳	
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）	469,757,607円
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）	91,295,425円
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF	4,971,011,429円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	795,752.00	835,300	
投資信託受益証券 合計		795,752.00	835,300	
投資証券	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）	9,706,361.225	15,510,765,237	
投資証券 合計		9,706,361.225	15,510,765,237	
合計		10,502,113.225	15,511,600,537	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

監査意見の対象外となる実質投資対象ファンドの全銘柄に関する情報は、キャピタル・インターナショナル株式会社のホームページに掲載しています。当該情報は、次の閲覧方法でご覧いただけます。

< 閲覧方法 >

キャピタル・インターナショナル株式会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）にアクセス

→ 「ファンド一覧」等からファンドの名称を選択

→ 「（参考）実質投資先ファンドの全銘柄に関する情報」を選択

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース（年2回決算／米ドル売り円買い）

2026年7月31日現在

資産総額	292,487,091円
負債総額	573,655円
純資産総額（ - ）	291,913,436円
発行済口数	296,430,614口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9848円

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）

2026年7月31日現在

資産総額	1,294,355,575円
負債総額	2,587,350円
純資産総額（ - ）	1,291,768,225円
発行済口数	592,517,690口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1801円

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース（毎月分配／米ドル売り円買い）

2026年7月31日現在

資産総額	10,345,370円
負債総額	5,570円
純資産総額（ - ）	10,339,800円
発行済口数	12,646,745口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8176円

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）

2026年7月31日現在

資産総額	251,246,635円
負債総額	139,136円
純資産総額（ - ）	251,107,499円
発行済口数	177,751,886口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4127円

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

2026年7月31日現在

資産総額	78,939,502,271円
負債総額	180,000,000円
純資産総額（ - ）	78,759,502,271円
発行済口数	62,727,419,943口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2556円

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

2026年7月31日現在

資産総額	15,555,531,832円
負債総額	20,000,000円
純資産総額（ - ）	15,535,531,832円
発行済口数	5,638,191,750口
1口当たり純資産額（ / ）	2.7554円

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

2026年1月22日現在

資産総額	115,834,083円
負債総額	85,105円
純資産総額（ - ）	115,748,978円
発行済口数	110,697,352口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0456円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益権の帰属と受益証券の不発行

各ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

各ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め各ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、各ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（2）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（3）名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

（4）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法

令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2026年7月31日現在）

資本金の額	4億5,000万円
発行可能株式総数	7万5,000株
発行済株式総数	5万6,400株

過去5年間における資本金の額の増減
該当事項はありません。

（2）会社の機構（2026年7月31日現在）

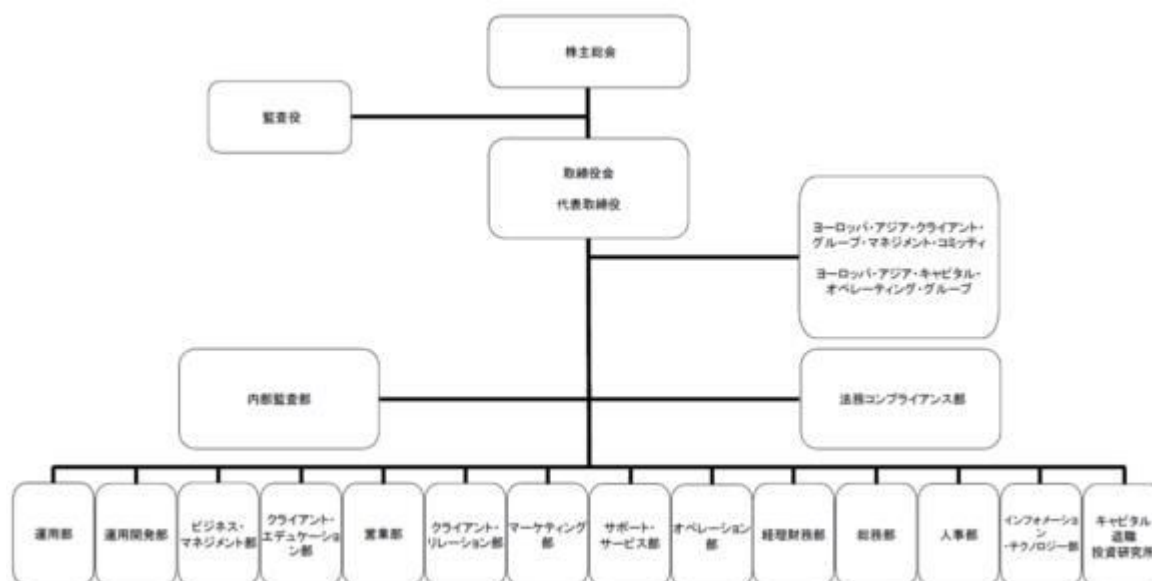
会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選定します。また、取締役会は、取締役中から社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたります。取締役会は3ヵ月に1度開催し、その他必要のつど随時開催するものとします。取締役会の招集通知は1週間前までに発するものとします。ただし、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、特定の取締役会について前記の招集期間を短縮することができます。また、取締役全員および監査役全員の出席あるときもしくは全員の同意あるときは、取締役会招集の手続を省略することができます。



投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用開発部・運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファ

ンドの配分方針等を決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用開発部・運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年7月31日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	60	3,732,029
合計	60	3,732,029

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期中間会計期間（自2025年7月1日 至2025年12月31日）の中間財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年6月30日現在)		当事業年度 (2025年6月30日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (百万円)	金額 (百万円)	内訳 (百万円)	金額 (百万円)
(資産の部)					
・流動資産					
1.現金・預金			2,756		4,535
2.前払費用			107		91
3.未収入金	*2		2,383		2,691
4.未収委託者報酬			7,150		8,720
5.未収運用受託報酬			374		304
6.立替金			22		12

7.短期差入保証金			-		5
流動資産計			12,794		16,361
固定資産					
1.有形固定資産			2,421		2,231
建物	*1	1,650		1,546	
器具備品	*1	771		684	
2.投資その他の資産			769		881
(1)投資有価証券		0		0	
(2)保険積立金		14		14	
(3)長期差入保証金		411		401	
(4)繰延税金資産		342		464	
固定資産計			3,190		3,113
資産合計			15,985		19,474
(負債の部)					
流動負債					
1.預り金			82		98
2.未払金			6,572		8,101
(1)未払手数料		4,461		5,431	
(2)その他未払金	*2	2,111		2,669	
3.未払費用			334		243
4.未払法人税等			333		482
5.未払消費税等			178		769
6.賞与引当金			229		224
7.役員賞与引当金			49		60
流動負債計			7,780		9,979
固定負債					
1.長期未払費用			11		-
2.退職給付引当金			2,074		2,193
3.役員退職慰労引当金			24		30
4.資産除去債務			361		380
固定負債計			2,471		2,604
負債合計			10,252		12,584
(純資産の部)					
株主資本					
1.資本金			450		450
2.資本剰余金			582		582
資本準備金		582		582	
3.利益剰余金			4,700		5,857
その他利益剰余金		4,700		5,857	
繰越利益剰余金		4,700		5,857	
株主資本計			5,733		6,889
純資産合計			5,733		6,889
負債・純資産合計			15,985		19,474

(2) 【損益計算書】

	前事業年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)	当事業年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)
--	--	--

科目	注記 番号	内訳 (百万円)	金額 (百万円)	内訳 (百万円)	金額 (百万円)
.営業収益					
1.委託者報酬			17,924		25,339
2.運用受託報酬			1,600		1,555
3.その他営業収益	*1*2		15,204		19,086
営業収益計			34,729		45,982
.営業費用					
1.支払手数料	*1*2		27,053		37,520
2.広告宣伝費			187		369
3.調査費			652		758
4.営業雑経費			119		130
(1)通信費		18		18	
(2)印刷費		86		96	
(3)協会費		14		16	
営業費用計			28,013		38,779
.一般管理費					
1.給料			3,002		2,798
(1)役員報酬		93		115	
(2)給料・手当		1,630		1,550	
(3)賞与		998		847	
(4)賞与引当金繰入額		229		224	
(5)役員賞与引当金繰入額		49		60	
2.交際費			54		71
3.寄付金			0		11
4.旅費交通費			124		208
5.租税公課			91		94
6.不動産賃借料			516		429
7.退職給付費用			263		309
8.役員退職慰労引当金繰入額			6		6
9.固定資産減価償却費			192		212
10.器具備品賃借料			9		8
11.消耗品費			37		11
12.事務委託費			131		134
13.採用費			27		87
14.福利厚生費			339		355
15.共通発生経費負担額			620		827
16.諸経費			12		11
一般管理費計			5,431		5,580
営業利益			1,285		1,623
.営業外収益					
1.受取利息及び配当金			4		5
2.為替差益			-		64
営業外収益計			4		69
.営業外費用					
1.為替差損			51		-

営業外費用計			51		-
経常利益			1,237		1,692
・特別利益					
1. 固定資産売却益			5		0
特別利益計			5		0
・特別損失					
1. 固定資産除却損			8		7
特別損失計			8		7
税引前当期純利益			1,234		1,686
法人税、住民税及び事業税			411		650
法人税等調整額			51		121
当期純利益			771		1,156

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2023年7月1日 至2024年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450	582	582	3,928	3,928	4,961	4,961
当期変動額							
当期純利益				771	771	771	771
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	771	771	771	771
当期末残高	450	582	582	4,700	4,700	5,733	5,733

当事業年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450	582	582	4,700	4,700	5,733	5,733
当期変動額							
当期純利益				1,156	1,156	1,156	1,156
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	1,156	1,156	1,156	1,156
当期末残高	450	582	582	5,857	5,857	6,889	6,889

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品3～15年であります。

3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は毎月、年6回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、契約期間の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資顧問契約期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

なお、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。成功報酬は、対象となる投資顧問契約の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益が発生した場合、超過運用益に対する一定割合として認識しています。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識し、年1回受け取ります。

(3)その他営業収益

その他営業収益は、当社がキャピタル・グループ各社に対して提供している各種投資運用サービス（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）に対する対価であり、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して算定し、認識しております。当該収益は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、月次で収益として認識し、毎月受け取ります。

[未適用の会計基準等]

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準運用指針第33号 2024年9月13日）等
(1)概要
借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。
(2)適用予定日
2028年6月期の期首より適用します。
(3)当該会計基準等の適用による影響
影響額については、現時点において評価中であります。

[会計上の見積りの変更]

1. 資産除去債務の見積りの変更
現在の事務所の建物賃貸借契約に定められている原状回復義務として計上している資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行っております。これにより2025年6月時点の固定負債に含まれる資産除去債務は380百万円となりました。従来の方と比べて増加した当事業年度の減価償却費は0百万円であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年6月30日現在)	当事業年度 (2025年6月30日現在)
*1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 112百万円 器具備品 126百万円	*1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 232百万円 器具備品 200百万円
*2. 関係会社に対する資産及び負債 未収入金 2,383百万円 その他未払金 2,091百万円	*2. 関係会社に対する資産及び負債 未収入金 2,691百万円 その他未払金 2,620百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)	当事業年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)
-------------------------------------	-------------------------------------

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内にて管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内にて管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

ります。

(4)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

ります。

(4)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (百万 円)	時価 (百万 円)	差額 (百万 円)
長期差入 保証金	411	340	71

(注1) 短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

区分	時価(百万円)		
	レベル1	レベル2	レベル3
長期差入 保証金	-	340	-

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

4. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て1年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であり

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (百万 円)	時価 (百万 円)	差額 (百万 円)
長期差入 保証金	401	320	81

(注1) 短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

区分	時価(百万円)		
	レベル1	レベル2	レベル3
長期差入 保証金	-	320	-

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

4. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入保証金）は全て1年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定

ます。

は、5年超であります。

[有価証券関係]

前事業年度 (2024年6月30日現在)				当事業年度 (2025年6月30日現在)			
1. その他有価証券(2024年6月30日現在) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				1. その他有価証券(2025年6月30日現在) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
種類	貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	種類	貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
その他有価 証券（証券 投資信託）	0	0	-	その他有価 証券（証券 投資信託）	0	0	-
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)				2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自2024年7月1日 至2025年6月30日) 該当事項はございません。			
種類	売却額 (百万円)	売却益の 合計額 (百万円)	売却損の 合計額 (百万円)				
その他有価 証券（証券 投資信託）	2	0	0				

[デリバティブ取引関係]

前事業年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)	当事業年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[退職給付関係]

前事業年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)	当事業年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,954	百万円
退職給付費用	263	百万円
退職給付の支払額	119	百万円
確定拠出年金制度への拠出額	24	百万円
退職給付引当金の期末残高	<u>2,074</u>	百万円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 263百万円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度24百万円であります。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	2,074	百万円
退職給付費用	309	百万円
退職給付の支払額	161	百万円
確定拠出年金制度への拠出額	29	百万円
退職給付引当金の期末残高	<u>2,193</u>	百万円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 309百万円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度29百万円であります。

[税効果会計関係]

前事業年度 (2024年6月30日現在)	当事業年度 (2025年6月30日現在)
-------------------------	-------------------------

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	618	百万円
役員退職慰労引当金	7	百万円
賞与引当金	70	百万円
資産除去債務	8	百万円
未払費用	270	百万円
長期未払費用	3	百万円
繰延税金資産小計	979	百万円
将来減算一時差異等の合計	636	百万円
に係る評価性引当額		
評価性引当額小計（注1）	636	百万円
繰延税金資産合計	342	百万円

(注1)評価性引当額が43百万円増加しております。
この増加の主な内容は、退職給付引当金の増加に係る評価性引当額の増加に伴うものであります。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
評価性引当額	3.5
永久に損金及び益金に算入されない項目	3.2
住民税均等割	0.2
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.5

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	672	百万円
役員退職慰労引当金	9	百万円
賞与引当金	68	百万円
資産除去債務	17	百万円
未払費用	308	百万円
繰延税金資産小計	1,076	百万円
将来減算一時差異等の合計	612	百万円
に係る評価性引当額		
評価性引当額小計（注1）	612	百万円
繰延税金資産合計	464	百万円

(注1) 評価性引当額が24百万円減少しております。
この減少の主な内容は、支払予定が1年後超の退職給付引当金の減少に係る評価性引当額の減少に伴うものであります。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、記載を省略しております。

[資産除去債務関係]

前事業年度 (2024年6月30日現在)	当事業年度 (2025年6月30日現在)
---------------------------------	---------------------------------

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																		
1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃借契約に伴う原状回復費であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 本社事務所については、使用見込期間の終了を2038年7月末とし、割引率は0.76%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>768百万円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>3百万円</td></tr> <tr> <td>見積りの変更による減少額</td><td>51百万円</td></tr> <tr> <td>履行による減少額</td><td>359百万円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>361百万円</td></tr> </table>	期首残高	768百万円	時の経過による調整額	3百万円	見積りの変更による減少額	51百万円	履行による減少額	359百万円	期末残高	361百万円	1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃借契約に伴う原状回復費であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 本社事務所については、使用見込期間の終了を2038年7月末とし、割引率は当初計上部分には0.76%を、当期見積もりの変更に伴う増加部分には1.67%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>361百万円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>2百万円</td></tr> <tr> <td>見積りの変更による増加額</td><td>16百万円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>380百万円</td></tr> </table>	期首残高	361百万円	時の経過による調整額	2百万円	見積りの変更による増加額	16百万円	期末残高	380百万円
期首残高	768百万円																		
時の経過による調整額	3百万円																		
見積りの変更による減少額	51百万円																		
履行による減少額	359百万円																		
期末残高	361百万円																		
期首残高	361百万円																		
時の経過による調整額	2百万円																		
見積りの変更による増加額	16百万円																		
期末残高	380百万円																		

[収益認識関係]

前事業年度 (2024年6月30日現在)	当事業年度 (2025年6月30日現在)																
1. 収益の分解情報 当事業年度の収益の構成は次の通りです。 <table> <tr> <td>委託者報酬</td><td>17,924百万円</td></tr> <tr> <td>運用受託報酬</td><td>1,600百万円</td></tr> <tr> <td>その他営業収益</td><td>15,204百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>34,729百万円</td></tr> </table> 2. 収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	委託者報酬	17,924百万円	運用受託報酬	1,600百万円	その他営業収益	15,204百万円	合計	34,729百万円	1. 収益の分解情報 当事業年度の収益の構成は次の通りです。 <table> <tr> <td>委託者報酬</td><td>25,339百万円</td></tr> <tr> <td>運用受託報酬</td><td>1,555百万円</td></tr> <tr> <td>その他営業収益</td><td>19,086百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>45,982百万円</td></tr> </table> 2. 収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	委託者報酬	25,339百万円	運用受託報酬	1,555百万円	その他営業収益	19,086百万円	合計	45,982百万円
委託者報酬	17,924百万円																
運用受託報酬	1,600百万円																
その他営業収益	15,204百万円																
合計	34,729百万円																
委託者報酬	25,339百万円																
運用受託報酬	1,555百万円																
その他営業収益	19,086百万円																
合計	45,982百万円																

[セグメント情報等]

前事業年度 (2024年6月30日現在)	当事業年度 (2025年6月30日現在)																								
(セグメント情報) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 (関連情報) 1. サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 2. 地域ごとの情報 (1)営業収益 <table><tr><td>日本</td><td>19,499百万円</td></tr><tr><td>米国</td><td>15,204百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>25百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>34,729百万円</td></tr></table> (注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。 (2)有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。 3. 主要な顧客ごとの情報 <table><tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益</th></tr><tr><td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td><td>15,204百万円</td></tr></table>	日本	19,499百万円	米国	15,204百万円	その他	25百万円	合計	34,729百万円	顧客の名称又は氏名	営業収益	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	15,204百万円	(セグメント情報) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 (関連情報) 1. サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 2. 地域ごとの情報 (1)営業収益 <table><tr><td>日本</td><td>26,891百万円</td></tr><tr><td>米国</td><td>19,086百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>4百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>45,982百万円</td></tr></table> (注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。 (2)有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。 3. 主要な顧客ごとの情報 <table><tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益</th></tr><tr><td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td><td>19,086百万円</td></tr></table>	日本	26,891百万円	米国	19,086百万円	その他	4百万円	合計	45,982百万円	顧客の名称又は氏名	営業収益	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	19,086百万円
日本	19,499百万円																								
米国	15,204百万円																								
その他	25百万円																								
合計	34,729百万円																								
顧客の名称又は氏名	営業収益																								
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	15,204百万円																								
日本	26,891百万円																								
米国	19,086百万円																								
その他	4百万円																								
合計	45,982百万円																								
顧客の名称又は氏名	営業収益																								
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	19,086百万円																								

[関連当事者情報]

前事業年度（自2023年7月1日 至2024年6月30日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カン	アメリカ合衆国カリフォル	(千米ドル)	投資運用	(被所有)	各種投資運用サービスの提供	その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	15,204	未収入金	2,383

社	パニー （以下「CRMC 社」とい う。）	ニア州 ロサン ゼルス	12,500	業	間接 100%	各種投資 運用サー ビスの委 託	支払手数料 （市場調査業務、 投資運用関連業 務、ITサービスな ど）	14,356	その 他 未払 金	1,469
親 会 社	キャピタル・ グループ・カ ンパニーズ・ インク （以下「CGC 社」とい う。）	アメリ カ合衆 国カリ フォル ニア州 ロサン ゼルス	(千米ドル) 5,261	子会 社の 管理	(被所 有) 間接 100%	グループ 共通発生 経費の負 担	共通発生経費 負担額	620	その 他 未払 金	620

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種 類	会社等の名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業 の 内 容	議決権 等の所 有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親 会 社 の 子 会 社	キャピタ ル・イン ターナシ ョナル・マ ネジメン ト・カン パニー	ルクセ ンブル グ大公 国	(千ユーロ) 7,500	ファ ンド マネ ジメ ント	-	運用に係 る手数料 の支払	支払手数料	5,168	未払 手 数 料	1,104
親 会 社 の 子 会 社	キャピタ ル・イン ターナシ ョナル・イ ンク（東 京）	東京都 千代田 区	(千米ドル) 10	市場 調査	-	出向者受 入	給料・退職給付費 用・福利厚生費	1,194	その 他 未払 金	3

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。

2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2.親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

当事業年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業 の内容	議決権 等の所有(被所有)割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー （以下「CRMC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所有) 間接 100%	各種投資運用サービスの提供 各種投資運用サービスの委託	その他営業収益 （市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	19,086	未収入金	2,691
							支払手数料 （市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど）	19,556	その他未払金	1,787
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク （以下「CGC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 5,063	子会社の管理	(被所有) 間接 100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	827	その他未払金	827

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。

2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。

3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業 の内容	議決権 等の所有(被所有)割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	--------------	-----------	--------------------	---------------	-------	---------------	----	---------------

親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	(千ユーロ) 7,500	ファンド マネ ジメ ント	-	運用に係 る手数料 の支払	支払手数料	7,338	未払 手数 料	1,337
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	(千米ドル) 10	市場 調査	-	出向者受 入	給料・退職給付費 用・福利厚生費	651	その 他 未払 金	21

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2. 親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

[1株当たり情報]

前事業年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)		当事業年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	
1株当たり純資産額	101,651.52円	1株当たり純資産額	122,161.22円
1株当たり当期純利益金額	13,678.98円	1株当たり当期純利益金額	20,509.70円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	771百万円	当期純利益	1,156百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円	普通株主に帰属しない金額	-百万円
普通株式に係る当期純利益	771百万円	普通株式に係る当期純利益	1,156百万円
期中平均株式数	56,400株	期中平均株式数	56,400株

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間

(2025年12月31日現在)

科目	注記 番号	内訳 (百万円)	金額 (百万円)
(資産の部)			
・流動資産			
1.現金・預金			4,209
2.前払費用			113
3.未収入金			2,478
4.未収委託者報酬			11,184
5.未収運用受託報酬			481
6.立替金			28
流動資産計			18,496
・固定資産			
1.有形固定資産			2,156
建物	*1	1,496	
器具備品	*1	660	
2.投資その他の資産			825
(1)投資有価証券		0	
(2)長期差入保証金		402	
(3)繰延税金資産		422	
固定資産計			2,982
資産合計			21,478
(負債の部)			
・流動負債			
1.預り金			40
2.未払金			9,703
(1)未払手数料		6,941	
(2)その他未払金		2,762	
3.未払費用			244
4.未払法人税等			294
5.未払消費税等			576
6.賞与引当金			565
7.役員賞与引当金			121
流動負債計			11,546
・固定負債			
1.退職給付引当金			2,025
2.役員退職慰労引当金			33
3.資産除去債務			381
固定負債計			2,441
負債合計			13,987
(純資産の部)			
・株主資本			
1.資本金			450
2.資本剰余金			582
資本準備金		582	
3.利益剰余金			6,458
その他利益剰余金		6,458	
繰越利益剰余金		6,458	

株主資本計			7,491
純資産合計			7,491
負債・純資産合計			21,478

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間

(自 2025年 7月 1日 至 2025年 12月31日)

科 目	注記 番号	内訳 (百万円)	金額 (百万円)
. 営業収益			
1. 委託者報酬			16,436
2. 運用受託報酬			759
3. その他営業収益	*2		11,569
営業収益計			28,765
. 営業費用			
1. 支払手数料	*2		24,171
2. 広告宣伝費			162
3. 調査費			418
4. 営業雑経費			46
(1) 通信費		7	
(2) 印刷費		28	
(3) 協会費		10	
営業費用計			24,798
. 一般管理費			
1. 給料			1,534
(1) 役員報酬		22	
(2) 給料・手当		853	
(3) 賞与		222	
(4) 賞与引当金繰入額		375	
(5) 役員賞与引当金繰入額		60	
2. 交際費			24
3. 寄付金			23
4. 旅費交通費			88
5. 租税公課			52
6. 不動産賃借料			246
7. 退職給付費用			181
8. 役員退職慰労引当金繰入額			3
9. 固定資産減価償却費	*1		108
10. 器具備品賃借料			4
11. 消耗品費			6
12. 事務委託費			68
13. 採用費			11
14. 福利厚生費			170
15. 共通発生経費負担額	*3		438
16. 諸経費			6
一般管理費計			2,968
営業利益			998
. 営業外収益			
1. 受取利息及び配当金			17
2. 有価証券売却益			0

営業外収益計			17
・営業外費用			
1. 為替差損			94
営業外費用計			94
経常利益			921
Ⅵ. 特別利益			
1. 固定資産売却益			0
特別利益計			0
Ⅶ. 特別損失			
1. 固定資産除却損			16
特別損失計			16
税引前中間純利益			905
法人税、住民税及び事業税			263
法人税等調整額			41
中間純利益			601

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自2025年7月1日 至2025年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450	582	582	5,857	5,857	6,889	6,889
当中間期変動額							
中間純利益				601	601	601	601
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	601	601	601	601
当中間期末残高	450	582	582	6,458	6,458	7,491	7,491

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品3～15年であります。

3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は毎月、年6回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、契約期間の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資顧問契約期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は年2回もしくは年1回受け取ります。

なお、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。成功報酬は、対象となる投資顧問契約の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益が発生した場合、超過運用益に対する一定割合として認識しています。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識し、年1回受け取ります。

(3)その他営業収益

その他営業収益は、当社がキャピタル・グループ各社に対して提供している各種投資運用サービス（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）に対する対価であり、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して算定し、認識しております。当該収益は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、月次で収益として認識し、毎月受け取ります。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2025年12月31日現在)	
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	534百万円
*2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)	
*1. 減価償却実施額 有形固定資産	108百万円
*2. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーとの役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 当社が各グループ会社に提供をしている各種投資運用サービスは、重要な会計方針の5(3)に記載の通りです。 当社が各グループ会社から提供を受けている各種投資運用サービスは、市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなどであり、当該サービスに係る対価は、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に算定し、支払手数料に含めて計上しております。	
*3. 共通発生経費負担額は、各グループ会社の利益規模に応じて負担しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間
(自2025年7月1日 至2025年12月31日)

発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	56,400	-	-	56,400

[リース取引関係]

当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

当中間会計期間末現在、該当するリース取引はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内	468	百万円
1年超	-	百万円
合計	468	百万円

[金融商品関係]

当中間会計期間
(2025年12月31日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
長期差入保証金	402	304	98

(注1)短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は注記を省略しております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価をもって中間貸借対照表価額としない金融商品

区分	時価(百万円)		
	レベル1	レベル2	レベル3
長期差入保証金	-	304	-

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

[有価証券関係]

当中間会計期間 (2025年12月31日現在)			
(その他有価証券) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
種類	中間貸借対照表計上 額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
その他有価証券 （証券投資信託）	0	0	-

[デリバティブ取引関係]

当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[資産除去債務関係]

当中間会計期間 (2025年12月31日現在)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの	
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
当事業年度期首残高	380百万円
時の経過による調整額	1百万円
当中間会計期間末残高	381百万円

[収益認識関係]

当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
--

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬	16,436百万円
運用受託報酬	759百万円
その他営業収益	11,569百万円
合計	28,765百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[セグメント情報等]

当中間会計期間
(自2025年7月1日 至2025年12月31日)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

日本	米国	合計
17,196百万円	11,569百万円	28,765百万円

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	11,569百万円

[1株当たり情報]

当中間会計期間
(自2025年7月1日 至2025年12月31日)

1株当たり純資産額	132,821.92円
-----------	-------------

1株当たり中間純利益金額	10,660.70円
--------------	------------

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	601百万円
-------	--------

普通株主に帰属しない金額	-百万円
--------------	------

普通株式に係る中間純利益	601百万円
--------------	--------

期中平均株式数	56,400株
---------	---------

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係をする法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係をする法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （１）定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。
- （２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社および各ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。
- （３）事業譲渡および事業譲受
2008年7月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業を譲受けしました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（2026年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称：野村證券株式会社

資本金の額：10,000百万円（2026年5月31日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称：株式会社SBI証券

資本金の額：69,323百万円（2026年7月24日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称：楽天証券株式会社

資本金の額：19,495百万円（2025年12月31日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称：株式会社スマートプラス

資本金の額：300百万円（2026年3月31日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2026年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行なっています。

(2)販売会社

当ファンドの募集、販売を行ない、一部解約金・償還金・収益分配金の支払等に関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙に委託会社およびファンド名称、ロゴ・マーク、図案を採用し、当ファンドの商品分類および税区分等を記載することがあります。

(2)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(3)目論見書は、電子媒体としてインターネット等に掲載されることがあります。

(4)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。

(5)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

(6)目論見書の巻末に「約款」を掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年9月22日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員			
業務執行社員	公認会計士	杉浦	栄亮

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月28日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンド Aコース（年2回決算／米ドル売り円買い）の2025年12月23日から2026年6月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンド Aコース（年2回決算／米ドル売り円買い）の2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月28日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンド Bコース（年2回決算／為替ヘッジなし）の2025年12月23日から2026年6月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンド Bコース（年2回決算／為替ヘッジなし）の2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月28日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンド Cコース（毎月分配ノミドル売り円買い）の2025年12月23日から2026年6月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンド Cコース（毎月分配ノミドル売り円買い）の2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月28日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンド Dコース（毎月分配／為替ヘッジなし）の2025年12月23日から2026年6月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンド Dコース（毎月分配／為替ヘッジなし）の2026年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年3月23日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 浦 栄 亮
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第42期事業年度の中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。